資料1

平成２８年２月開催の保護林モニタリング調査評価等部会での検討結果について

保護林モニタリング調査の概要

調査の目的

保護林の状況を把握

▼

評　価

▼

保全・管理の推進

調査方法

保護林モニタリング調査
マニュアル等に基づき実施

調査内容

基礎調査（資料収集等）
現地調査（毎木調査等）

調査対象保護林一覧

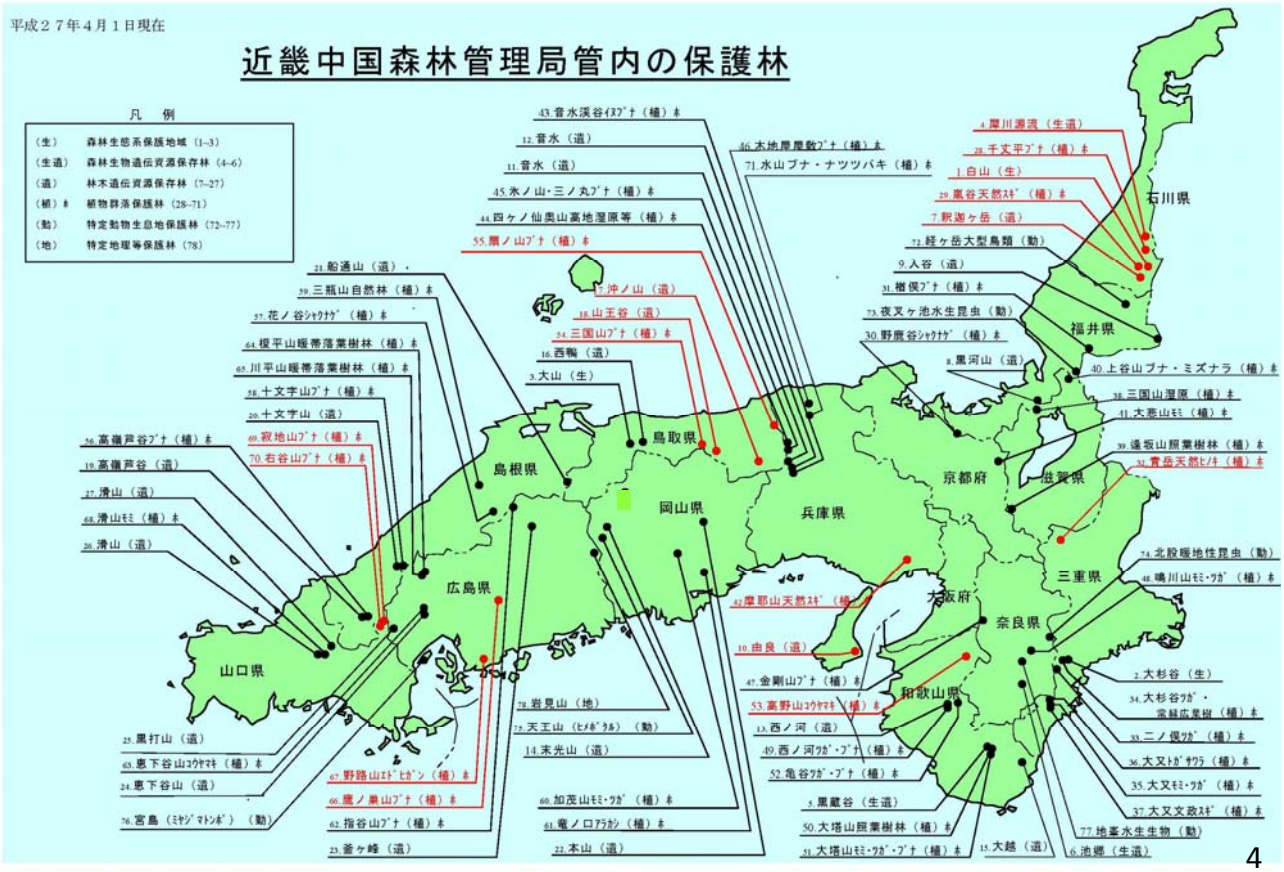

各調査対象保護林の調査項目

	保護林区分	保護林名	面積(ha)	基礎調査			現地調査							
							森林調査				動物調査	シカ食害調査	防護柵内植生調査	全踏調査
				資料調査	保護林情報図	概況調査	プロット数	毎木調査	植生調査	定点写真撮影	哺乳類調査			
1	森林生態系保護地域	白山(保存地区)	7,049.24	○	○	○	4	○	○	○	○	○		
2	森林生物遺伝資源保存林	屋川源流	1,793.53	○	○	○	2	○	○	○	○	○		
3	林木遺伝資源保存林	釈迦ヶ岳	29.81	○	○	○	2	○	○	○		○		
4		由良	46.21	○	○	○	2	○	○	○		○	○	
5		沖ノ山	88.16	○	○	○	2	○	○	○		○		
6		山王谷	114.72	○	○	○	2	○	○	○		○		
7	植物群落保護林	千丈平ブナ	856.88	○	○	○	2	○	○	○		○		
8		嵐谷天然スギ	10.58	○	○	○	2	○	○	○		○		
9		青岳天然ヒノキ	8.85	○	○	○	2	○	○	○		○		
10		摩耶山天然スギ	34.56	○	○	○	2	○	○	○		○		
11		高野山コウヤマキ	30.47	○	○	○	2	○	○	○		○		
12		三国山ブナ	20.20	○	○	○	2	○	○	○		○		
13		扇ノ山ブナ	54.91	○	○	○	2	○	○	○		○		
14		鷹ノ巣山ブナ	4.04	○	○	○	2	○	○	○		○		
15		野路山エドヒガン	5.69	○	○	○	2	○	○	○		○		○
16		寂地山ブナ	76.93	○	○	○	2	○	○	○		○		
17		右谷山ブナ	118.24	○	○	○	2	○	○	○		○		
			10,343.02				36							

※本調査の対象となる保護林は平成28年度に地域管理経営計画等の策定対象森林計画区に所在している保護林である。これらの保護林は平成29年度の該当計画区の策定をもって新たな区分の保護林(資料2のP4参照)に移行させる予定であるが千丈平、三国山、鷹ノ巣山の確保護林は移行上課題があるため平成29年度に移行させる予定である。

平成27年度保護林モニタリング調査評価等部会での検討内容

平成27年度保護林モニタリング調査結果の報告

＋

調査結果の評価及び保護林の取扱い方針の変更を検討
※なお、保護林制度の改正により、保護林の台帳名が変更され、「取扱い方針」の欄は「保護・管理及び利用に関する事項」に変更された。

保護林台帳	
名　称	
位　置	
目　的	
・・・・・	
取扱い方針	
・・・・・	

⇨

管理方針書	
名　称	
面　積	
位置及び区域	
・・・・・	
保護・管理及び利用に関する事項	
・・・・・	

現地調査の概要

森林調査

ー調査項目ー
- ○毎木調査（プロット調査）
- ○林床植生（群落としての種組成の概要把握）
- ○定点撮影

毎木調査（プロット調査）の方法

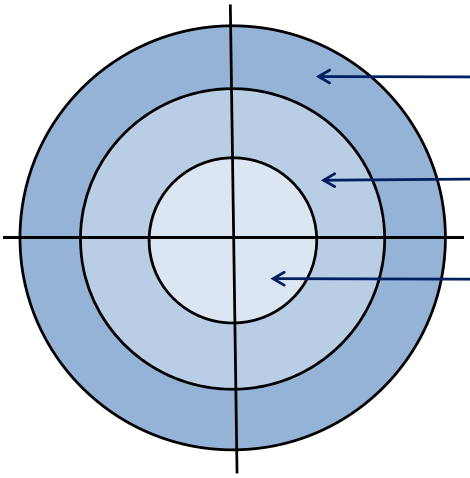

（調査対象樹木）

- 大円部（0.06ha）直径18cm以上の樹木
- 中円部（0.03ha）直径5cm以上の樹木
- 小円部（0.01ha）直径5cm以上の樹木

計　0.10ha

※林木遺伝資源保存林の小円部での保存対象樹種は1cm以上の樹木を測定

動物調査

哺乳類

ー調査方法ー
- ○自動撮影（2週間×3回、調査プロット周辺）
- ○直接観察及び痕跡調査（3ルート、往復約4km）
- ○いずれも6月～9月に実施

昆虫類

ー調査方法ー
- ○対象：地表性徘徊昆虫
- ○方法：ピットフォールトラップ法（6週間設置）
- ○設置箇所：調査プロット内及びその周辺

シカ食害調査

ー調査方法ー
- ○プロット内の毎木調査、植生、被害度等調査

保護林モニタリング調査結果

保護林の評価（案）並びに保護・管理及び利用に関する事項（案）

森林生態系保護地域

目　的

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。

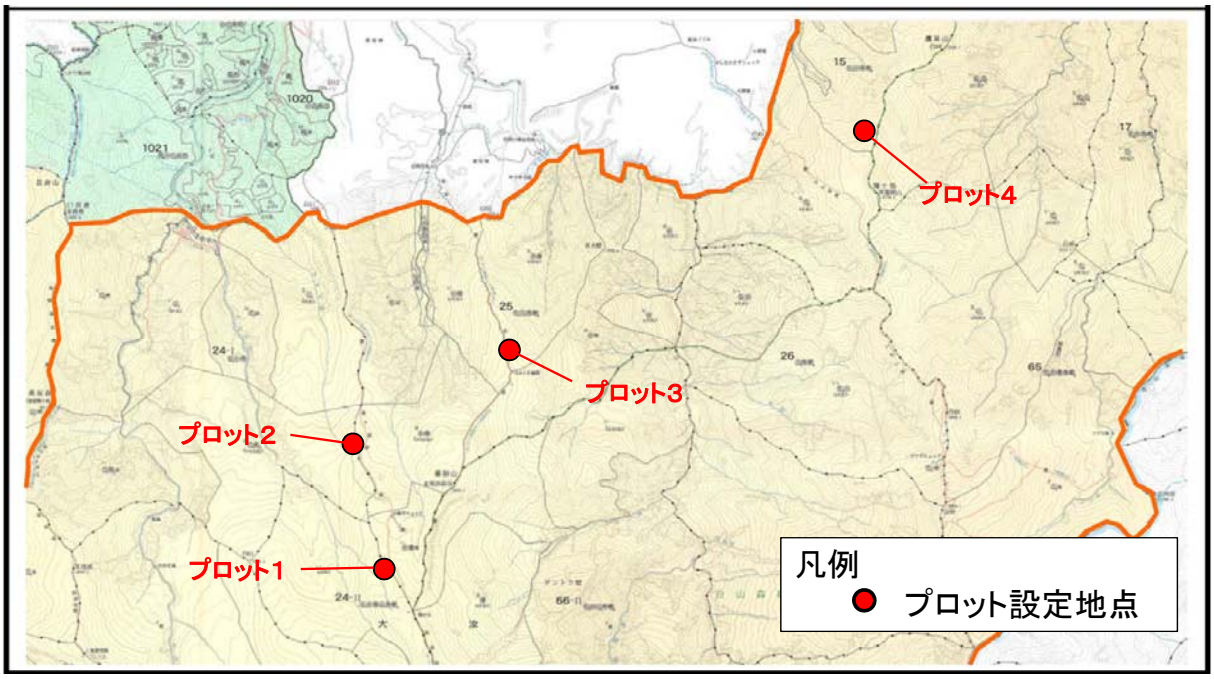

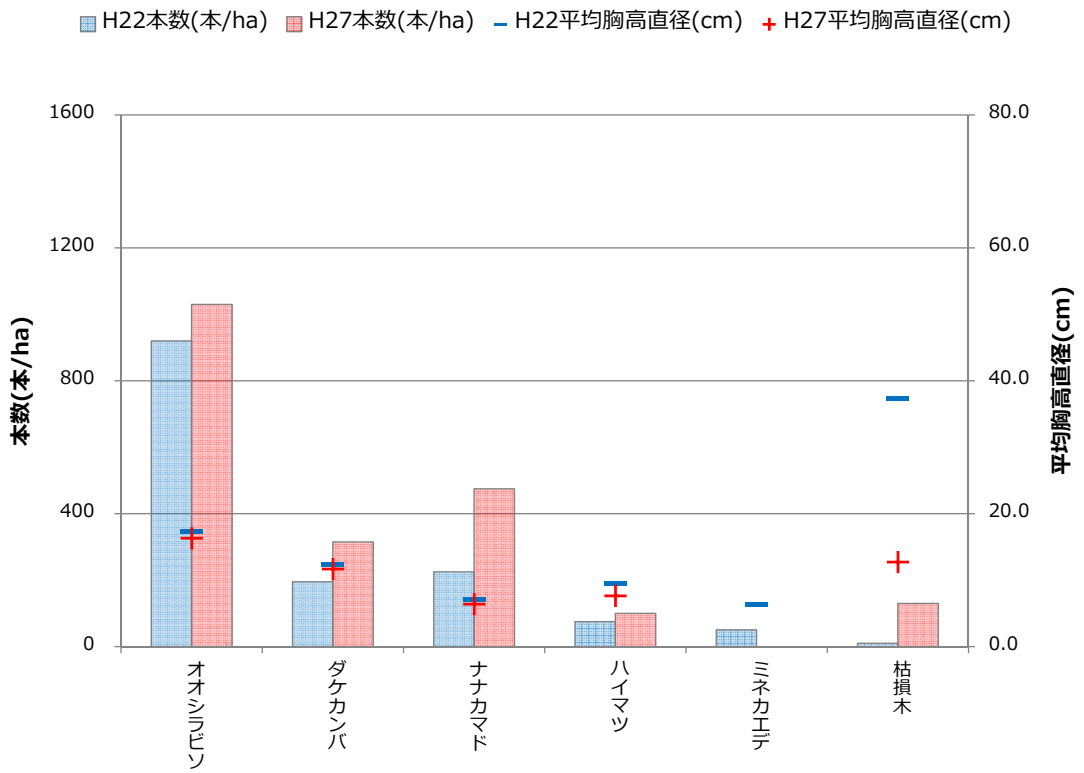

プロットNo.1　毎木調査結果
標高２,０９０m　北西向き斜面

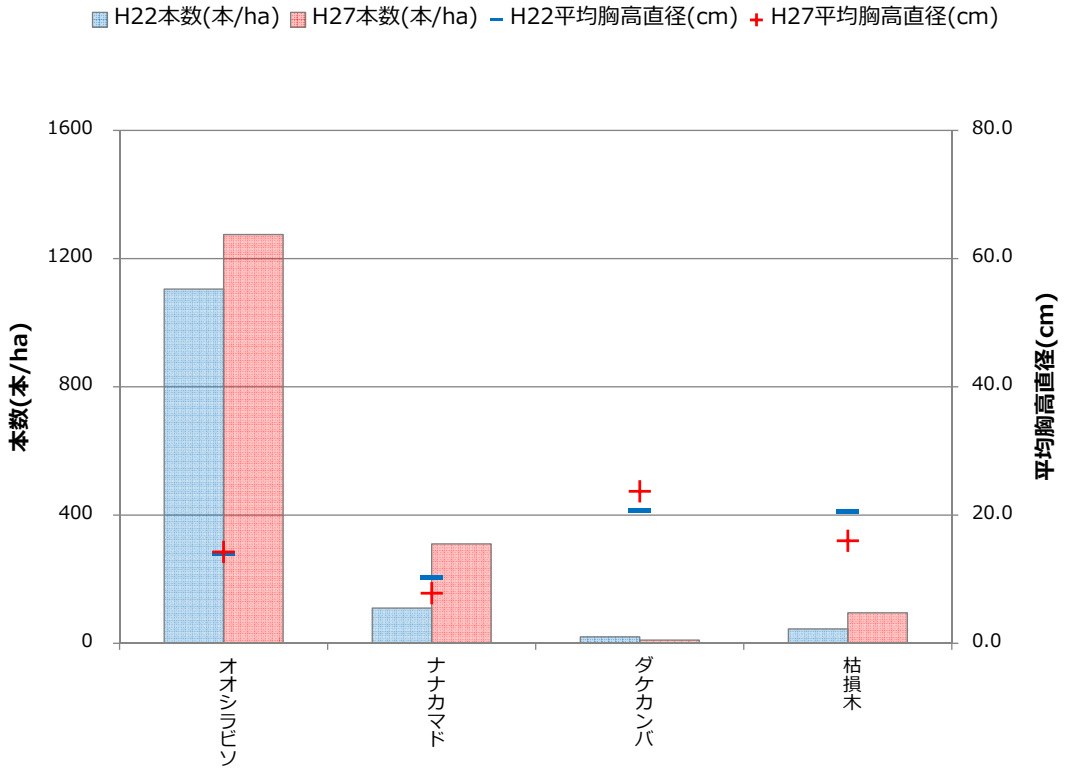

プロットNo.2　毎木調査結果
標高１,９５５m　北西向き斜面

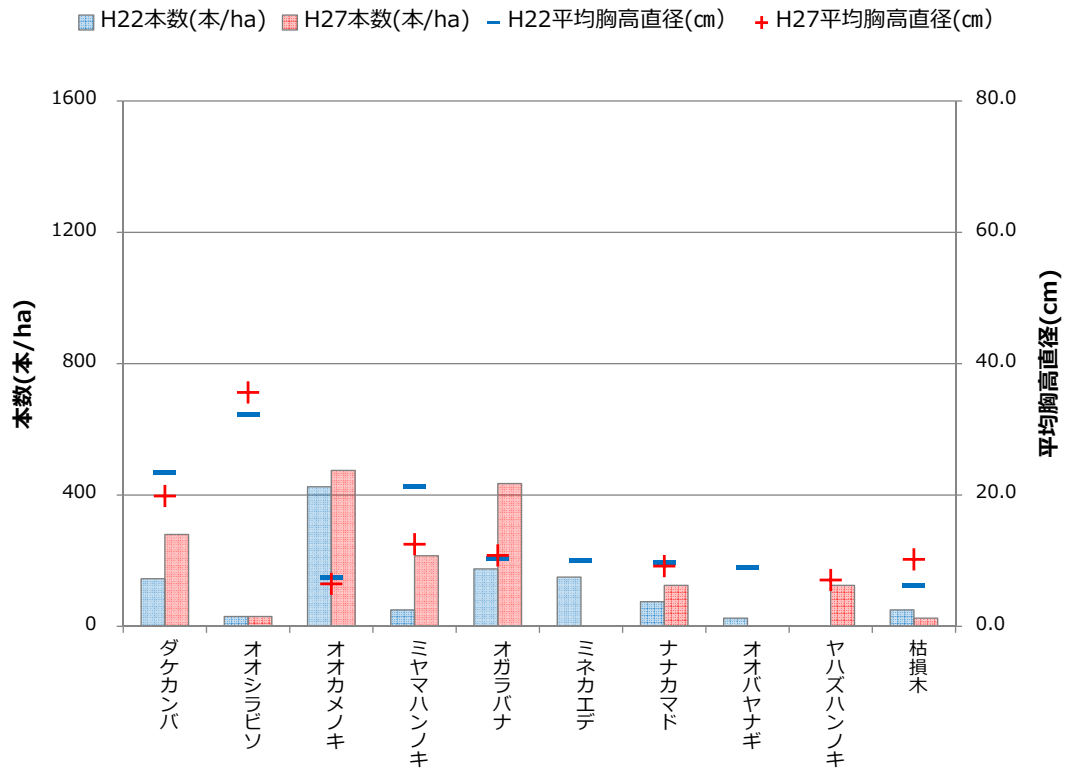

プロットNo.3　毎木調査結果
標高１,７００m　北東向き斜面

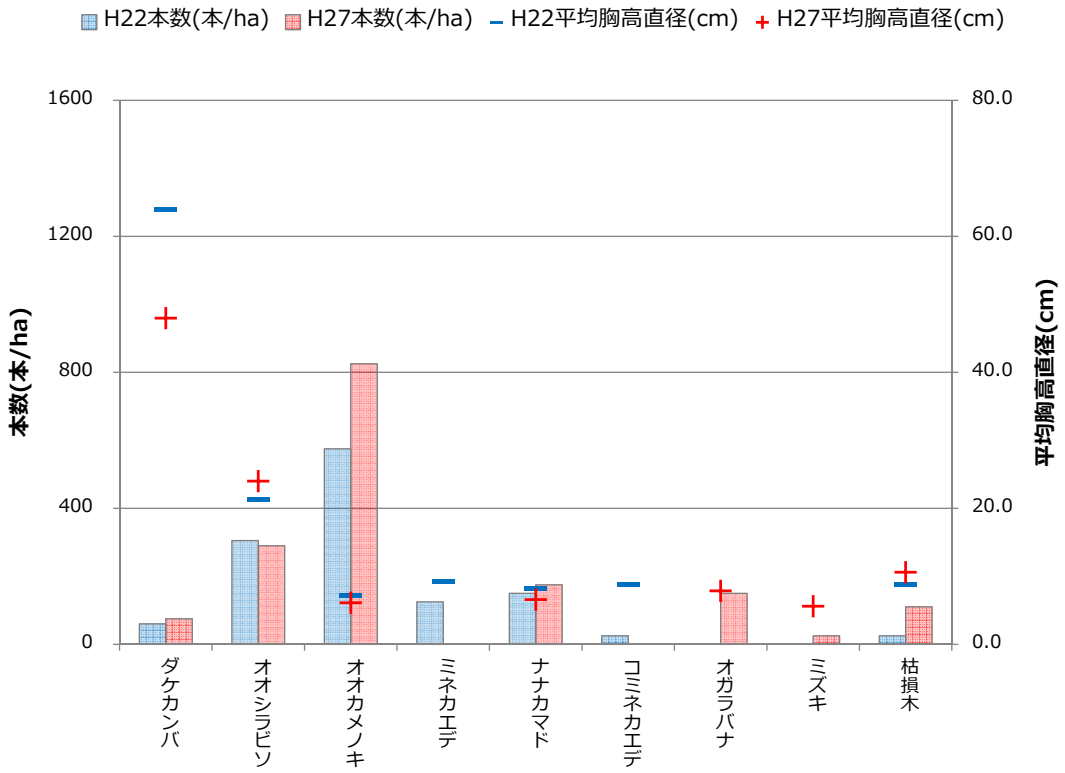

プロットNo.4　毎木調査結果
標高１,７１０m　東向き斜面

植生調査結果

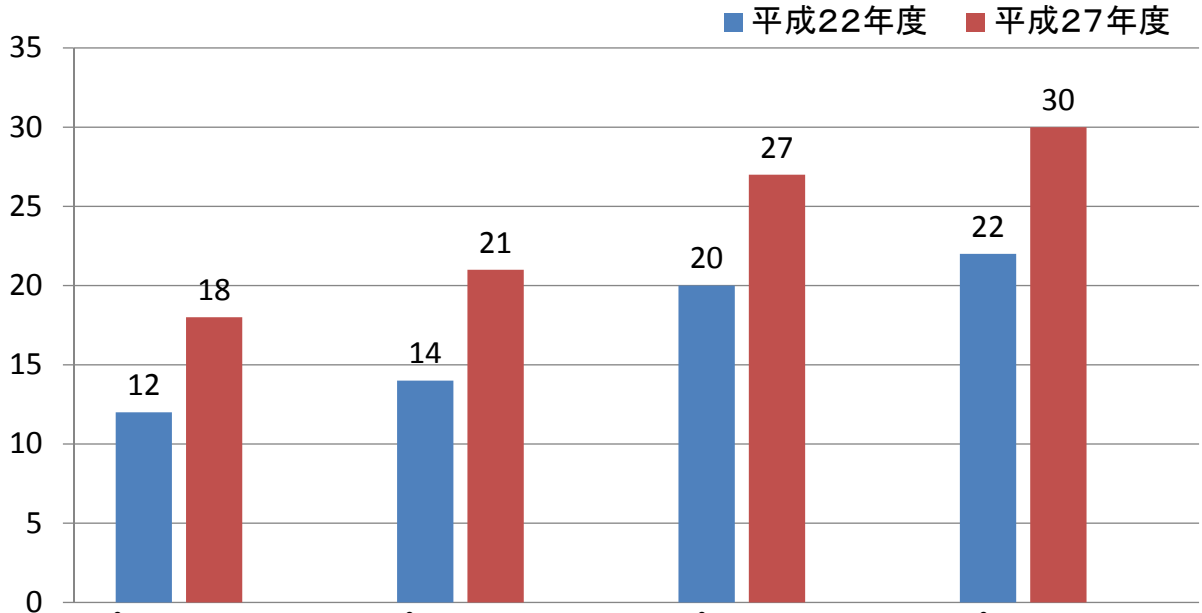

主な植物種

プロット1	プロット2	プロット3	プロット4
オオカメノキ	オオカメノキ	オオカメノキ	オオカメノキ
オオシラビソ	オオシラビソ	ﾀﾞｹｶﾝﾊﾞ	オオシラビソ
ｺﾞｾﾞﾝﾀﾁﾊﾞﾅ	ナナカマド	ナナカマド	ナナカマド
チシマザサ	チシマザサ	チシマザサ	チシマザサ

※植物種名の赤文字は保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	分布無	無
プロット3	無	無	分布無	無
プロット4	無	無	分布無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

動物調査

ニホンザル

白山山系に多く生息している

コルリ

ブナ林に多い

ホシガラス

オオシラビソ林～ハイマツ林で見られ、球果を食べる

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<白山森林生態系保護地域>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
自然的要因または人為的要因による生態系の攪乱は確認されなかったことや、林分構成種は緩やかな生長が見られ良好な状態が保たれている。 また、ニホンジカ等の被害も確認されなかったことから、白山森林生態系保護地域の健全性は保たれていると判断する。	現行どおり	(1)保存地区は、原生的な森林生態系の厳正な維持を図ることを旨とし、次に掲げる行為を除き原則として人為的行為は加えず、自然の推移に委ねることとする。この趣旨を徹底するため、標識の設置やパトロール等を通じて入山者への周知と協力要請に努める。 1) モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為 2)モニタリングの実施や、森林保全管理に必要な軽微な巡視歩道の整備 3)非常災害のための応急措置として行う次の行為 ｱ 山火事の消火等 ｲ 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置 4)入林者に周知を図るための標識類の設置 5) 既存の歩道、避難小屋の整備 6) その他法令等の規程に基づき行うべき行為

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<白山森林生態系保護地域>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
	現行どおり	(2)保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすことを旨とするが、次の行為は出来るものとする。 1) 保存地区において許容する前記(1)-1)~6)の行為 2) 国土保全のための治山工事およびその付帯工事 3) 大規模な開発をともなわない森林レクリエーションのために必要な最低限度の道路、建物等の施設の設置

森林生物遺伝資源保存林

目　的

森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として森林生態系内に広範に保存する。

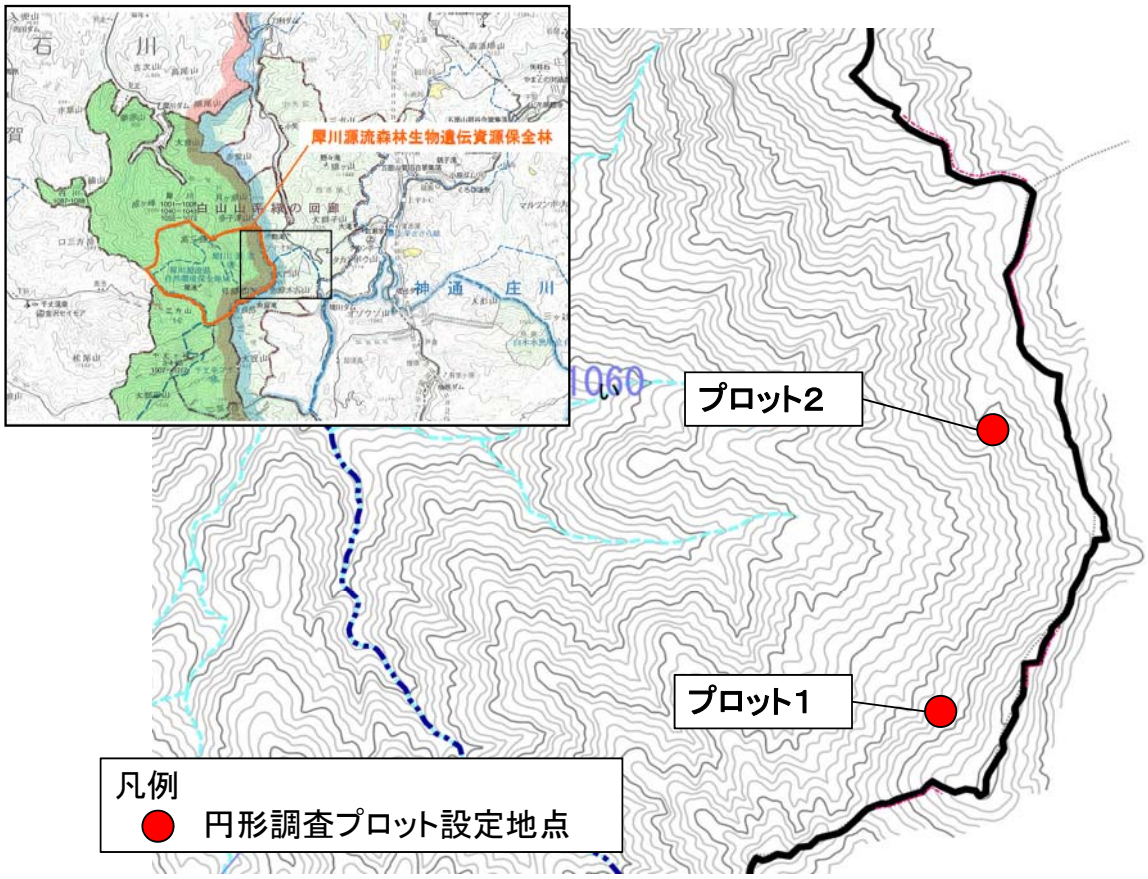

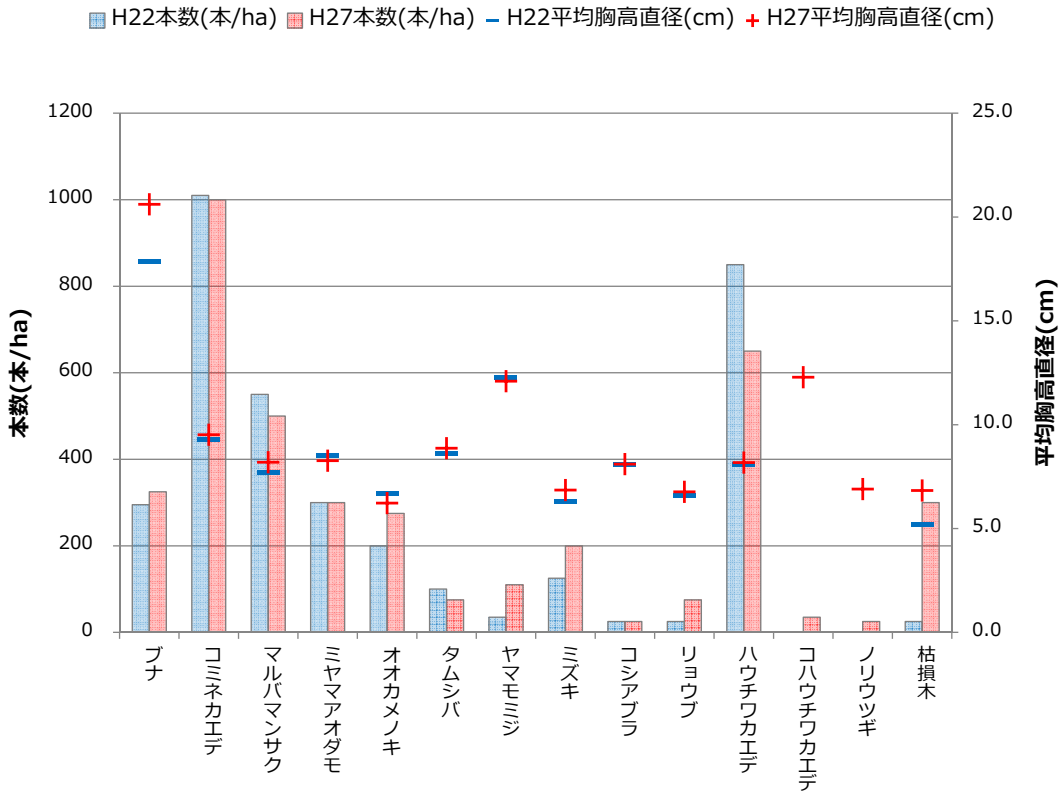

プロットNo.1　毎木調査結果
標高１,４８０m　西向き斜面

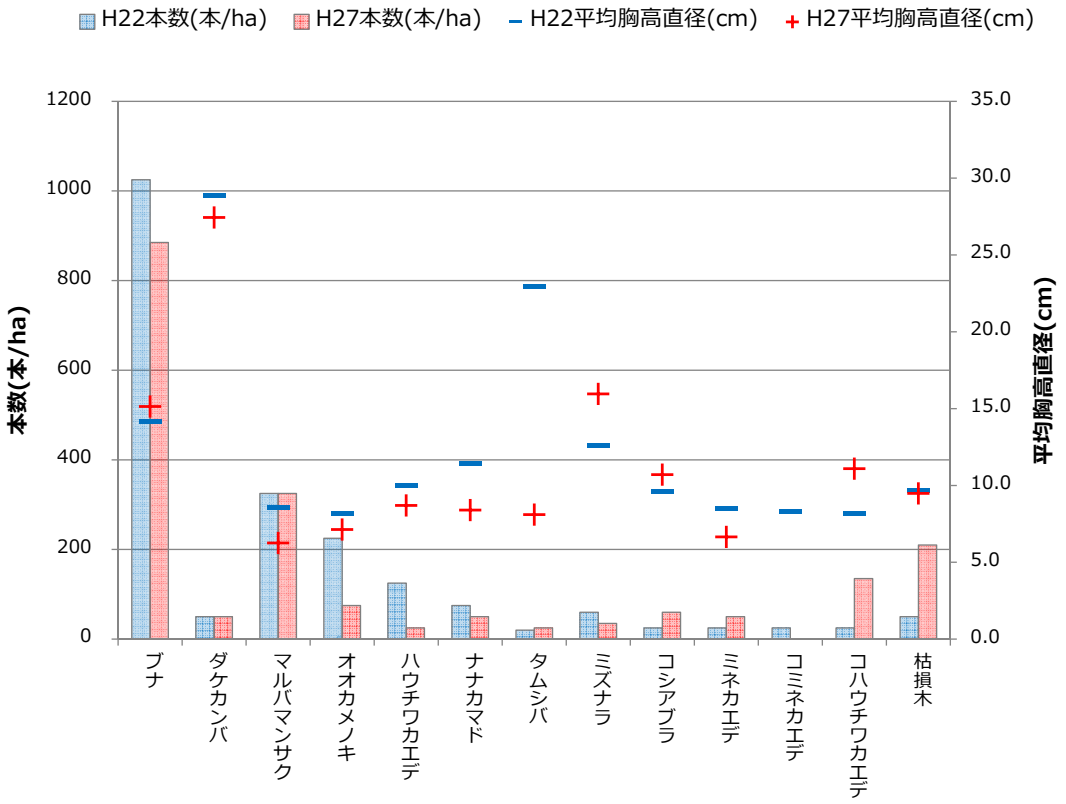

プロットNo.2　毎木調査結果
標高１,４８０m　南西向き斜面

植生調査結果

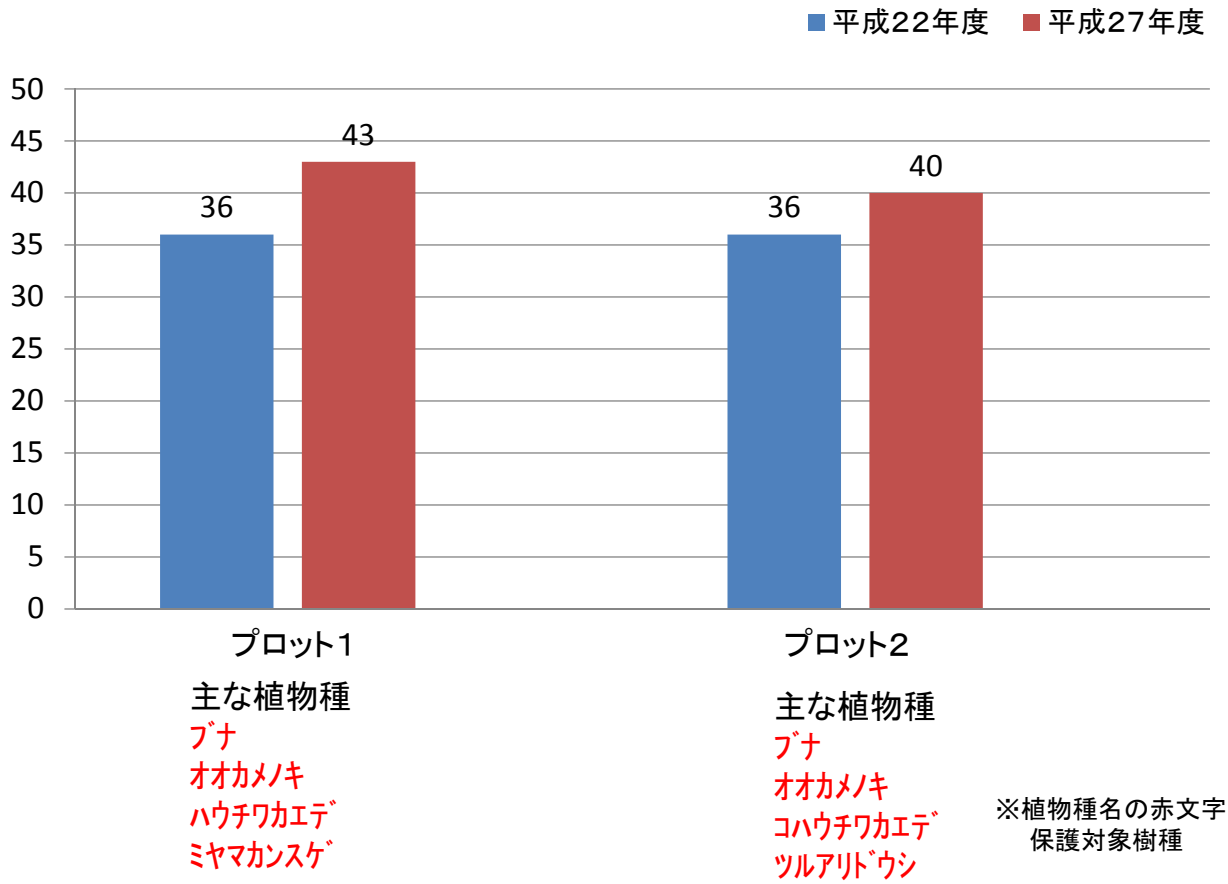

主な植物種
ブナ
オオカメノキ
ハウチワカエデ
ミヤマカンスゲ

主な植物種
ブナ
オオカメノキ
コハウチワカエデ
ツルアリドウシ

※植物種名の赤文字は
保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	分布無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

動物調査

マミジロ

コルリ

コルリはブナ林に多い

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<犀川源流森林生物遺伝資源保存林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
林分構成樹種であるブナの大径木を主体で構成されており、その他に、ダケカンバ、コミネカエデ、マルバマンサクなどの樹種が良好な状態で生育しており、林分構成種の実生や稚幼樹の生育も確認されたことから、林分の健全性は保たれていると判断する。 ニホンジカの被害は確認されなかった。	現行どおり	ア 近畿中国森林管理局は、保存林の巡回等を通じて、常に保存林の状況を適切に把握するものとする。 イ 保存林内は、原則として自然の推移に委ねることとする。 ただし、調査・研究のほか、次に掲げる行為については、必要に応じ行うことができるものとする。この場合、近畿中国森林管理局は、必要に応じ関係する森林総合研究所、林木育種センター等の意見を求めることとする。 （ア）遺伝資源の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫獣害対策 （イ）災害防止・復旧のための措置として行う次の行為 ａ 山火事の消化等 ｂ 林地の崩壊等により、下流域への影響が認められる場合の防止・復旧措置 （ウ）保存林の機能の維持に配慮した治山事業 （エ）標識類の設置等 （オ）その他法令等の規定に基づき行うべき行為

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<犀川源流森林生物遺伝資源保存林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
	現行どおり	ウ その他 （ア）保存林に対する外部の環境変化の影響を緩和するために、外接する国有林の取扱いは、機能類型に応じた適切な施業を実施するものとする。 （イ）保存林の適正な管理のためには、地元住民や登山者等の理解と協力が不可欠であり、このため普及啓発活動を行う等保存林設定の趣旨の徹底を図る。

林木遺伝資源保存林

目　的

林木遺伝資源保存林は、主として林木の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存する。

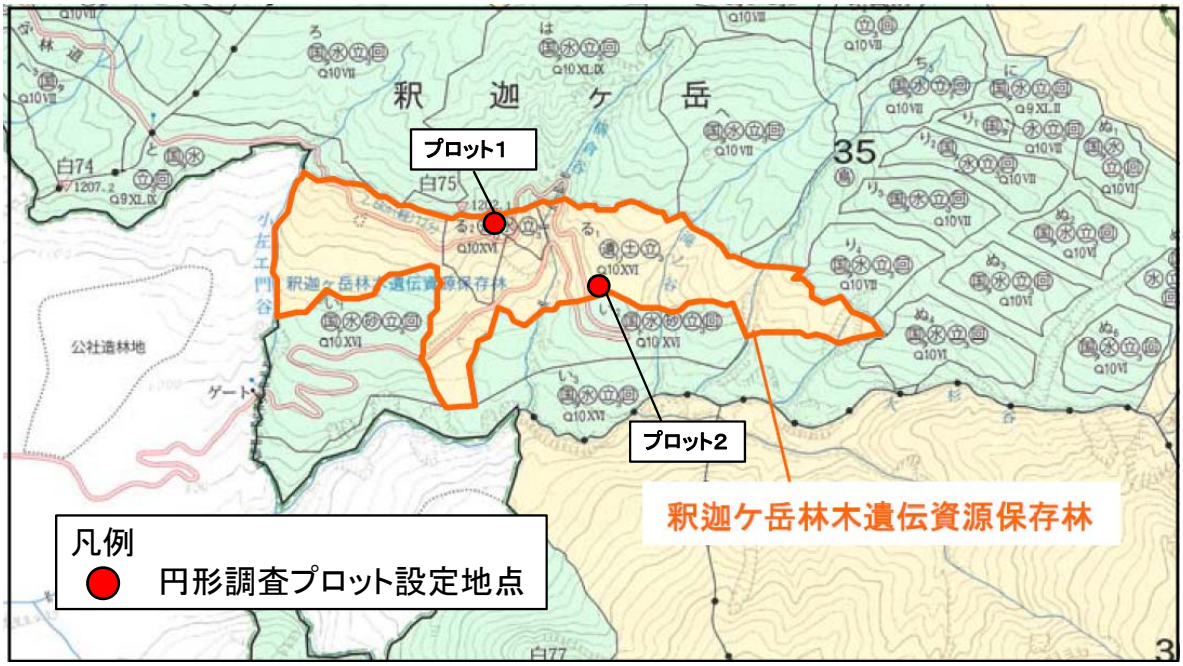

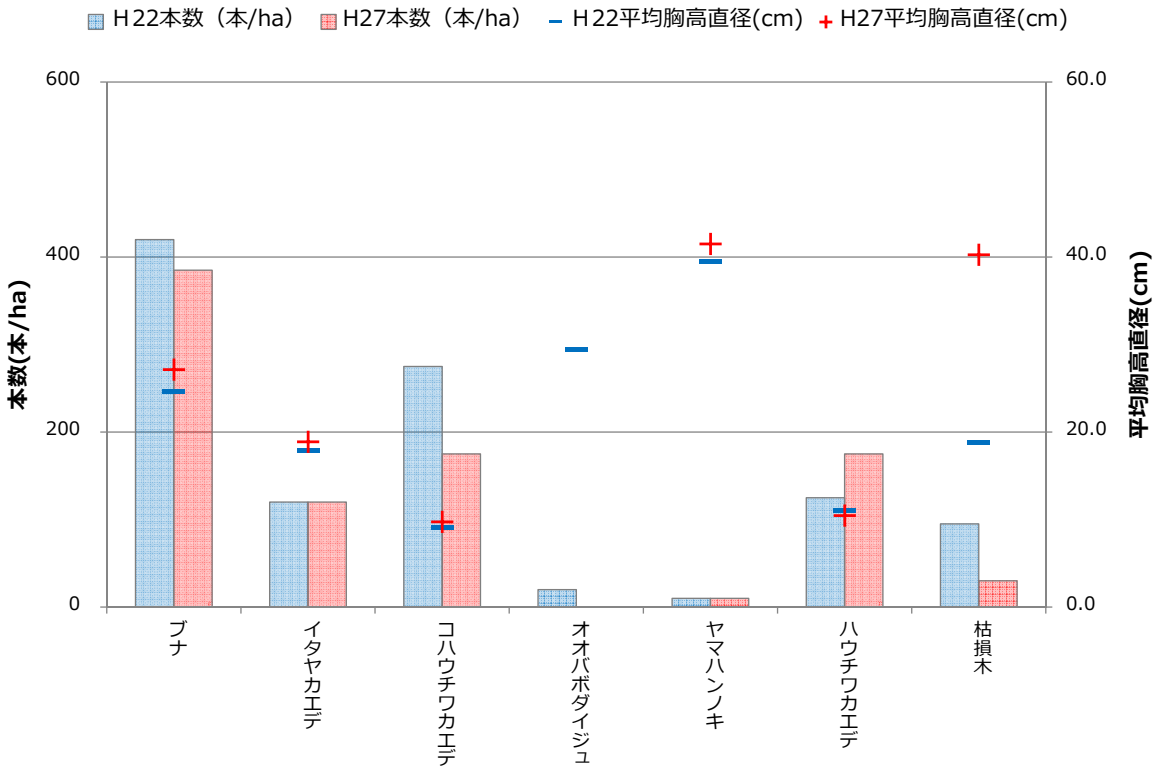

プロットNo. 1　毎木調査結果
標高1,172m　南東向き斜面

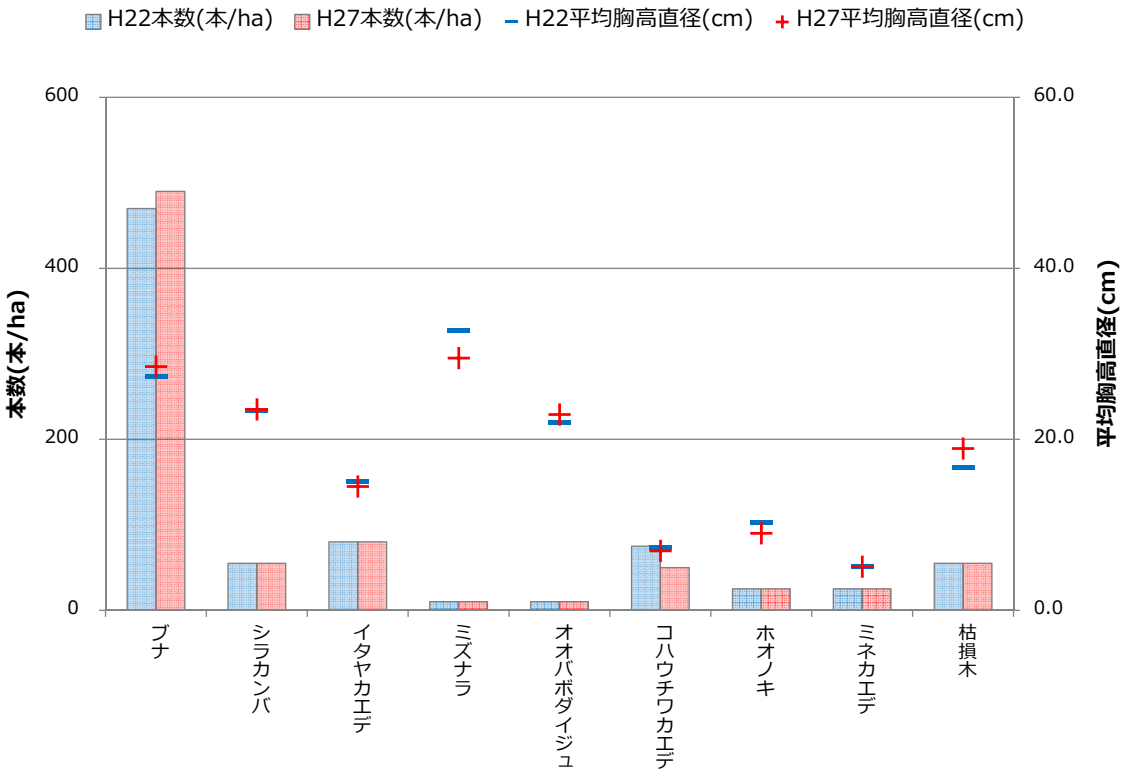

プロットNo. 2　毎木調査結果
標高1,150m　南西向き斜面

植生調査結果

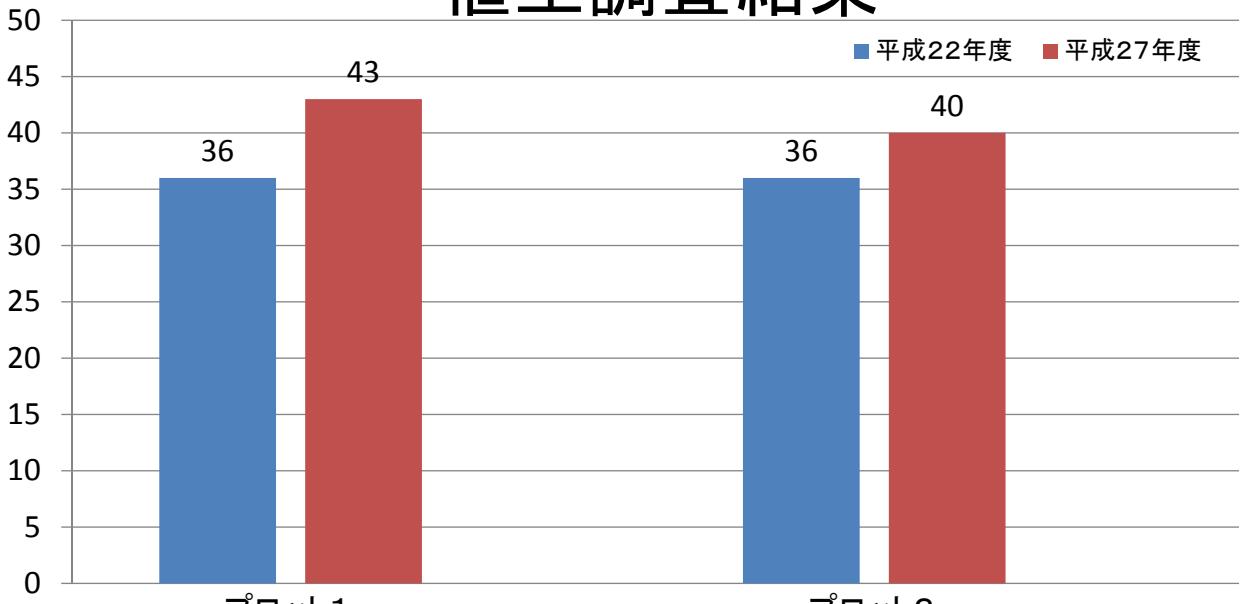

主な植物種
オオバクロモジ
コシアブラ
ヒメモチ
チシマザサ

主な植物種
ブナ
オオカメノキ
オオバクロモジ
コシアブラ

※植物種名の赤文字は
保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<釈迦ヶ岳林木遺伝資源保存林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保存対象樹種であり林分構成種であるブナ、ミズナラが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。	遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。 保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。 台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。 ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。 また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。 必要に応じて標識を設置する。	遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。 保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。 台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。 ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。 また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。 ※赤文字は現行の取扱い方針を変更した部分

由良林木遺伝資源保存林

面積：46.21ha（兵庫県洲本市）

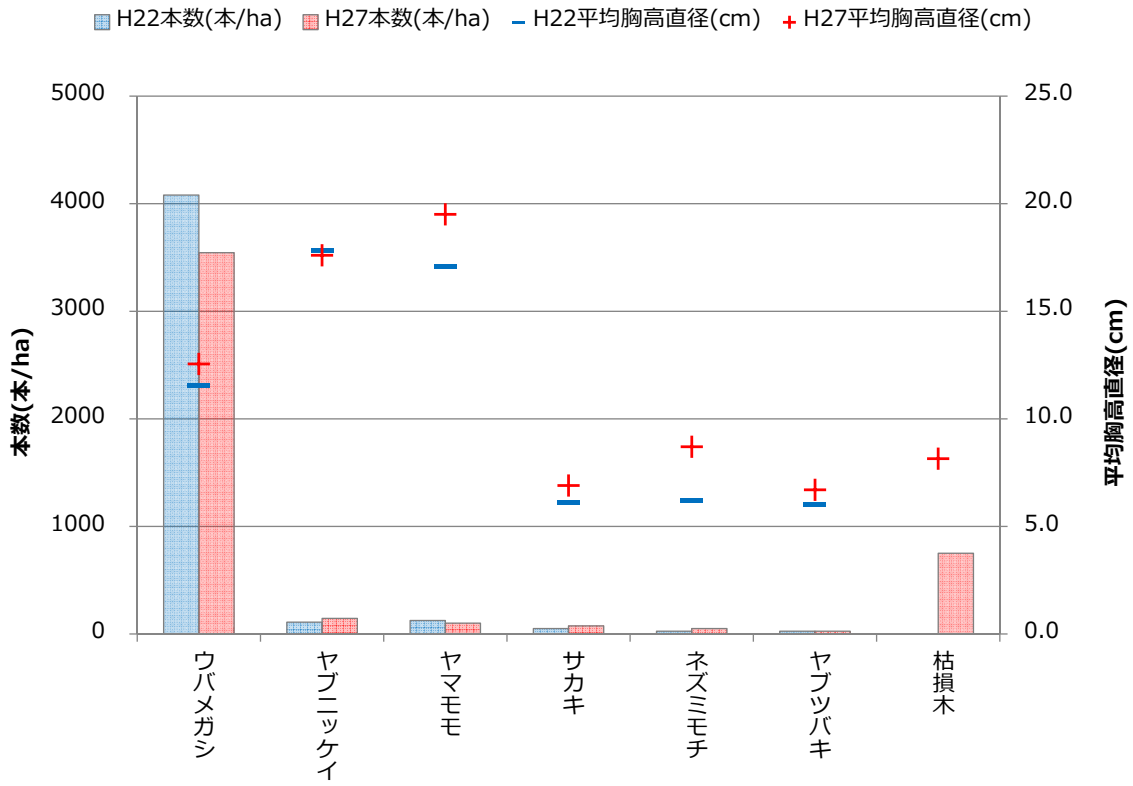

プロットNo.1　毎木調査結果
標高４００m　南東向き斜面

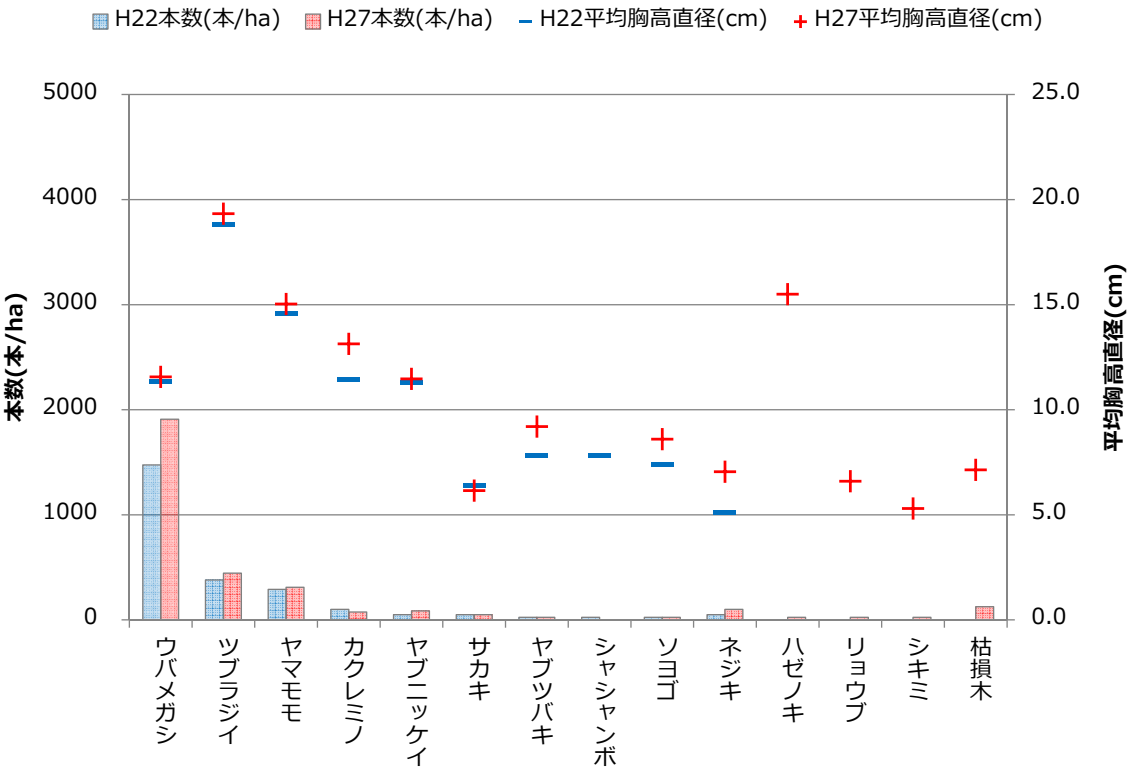

プロットNo.２　毎木調査結果
標高２９０m　西向き斜面

植生調査結果

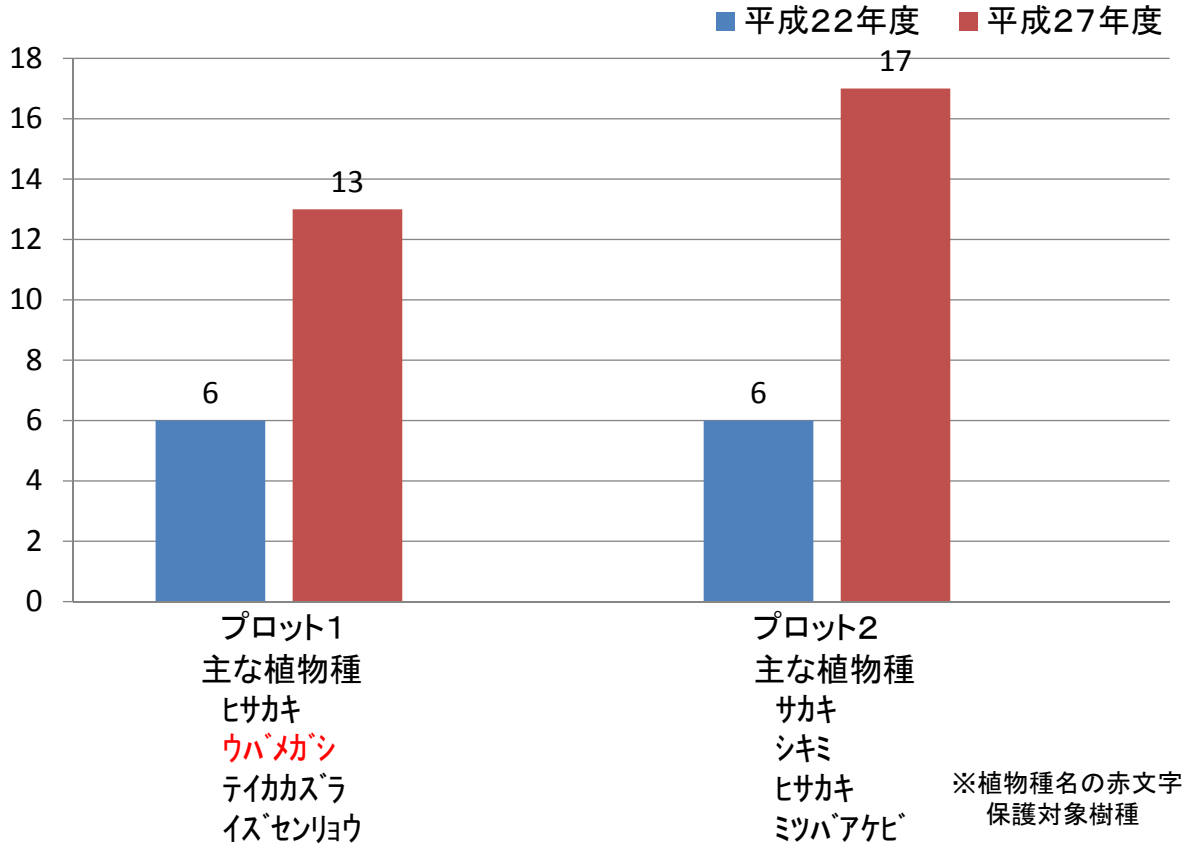

※植物種名の赤文字は保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	有	有	分布無	有
プロット2	有	有	無	有

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<由良林木遺伝資源保存林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保存対象樹種であり林分構成種であるウバメガシが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ただし、草本層を中心にニホンジカの食圧が大きく、全体的に植被率は低くなっており、糞や角研ぎの痕跡が多く確認されたことから、継続的に観察が必要である。 また、保護林の周辺ではカシノナガキクイムシによる被害は確認されなかったが、兵庫県南部で被害が発生していることから、今後の動向について観察していく必要がある。	遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。 保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。 台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。 ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。 下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。 カシノナガキクイムシによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。 必要に応じて標識を設置する。	遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。 保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。 台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。 ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。 また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。

※赤文字は現行の取扱い方針を変更したもの。
青文字は保護林モニタリング調査評価等部会の意見を踏まえて変更した部分。

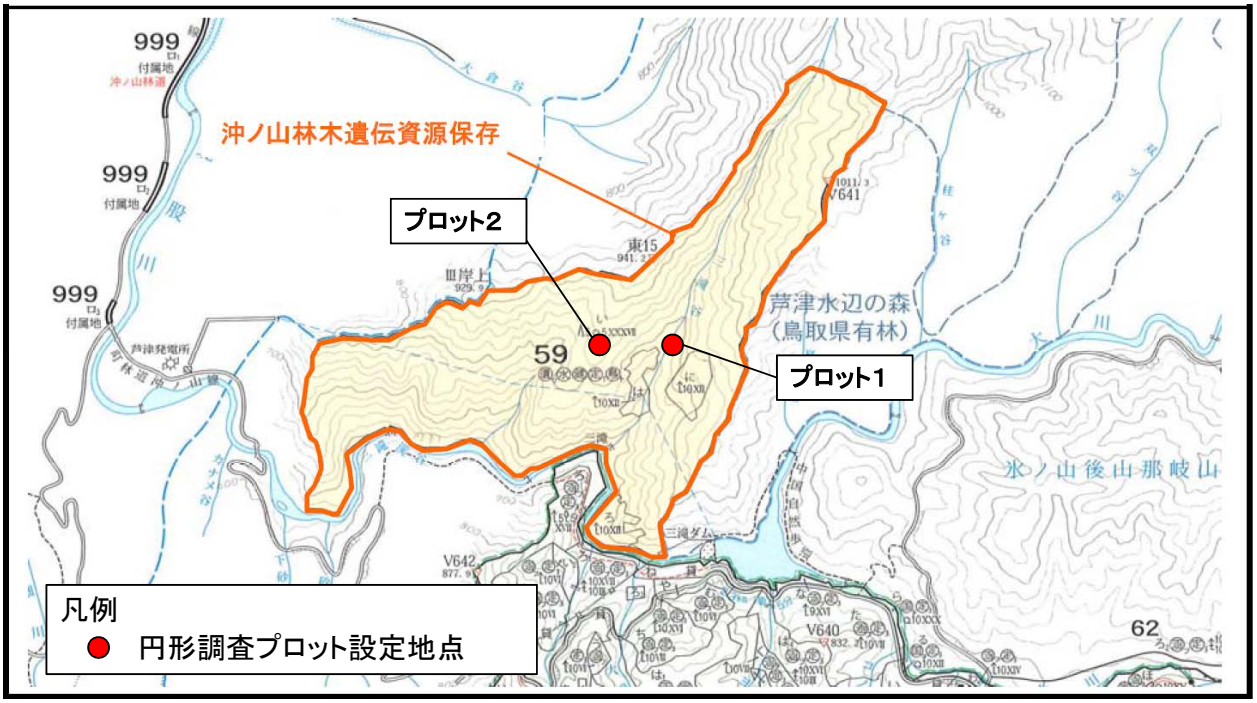

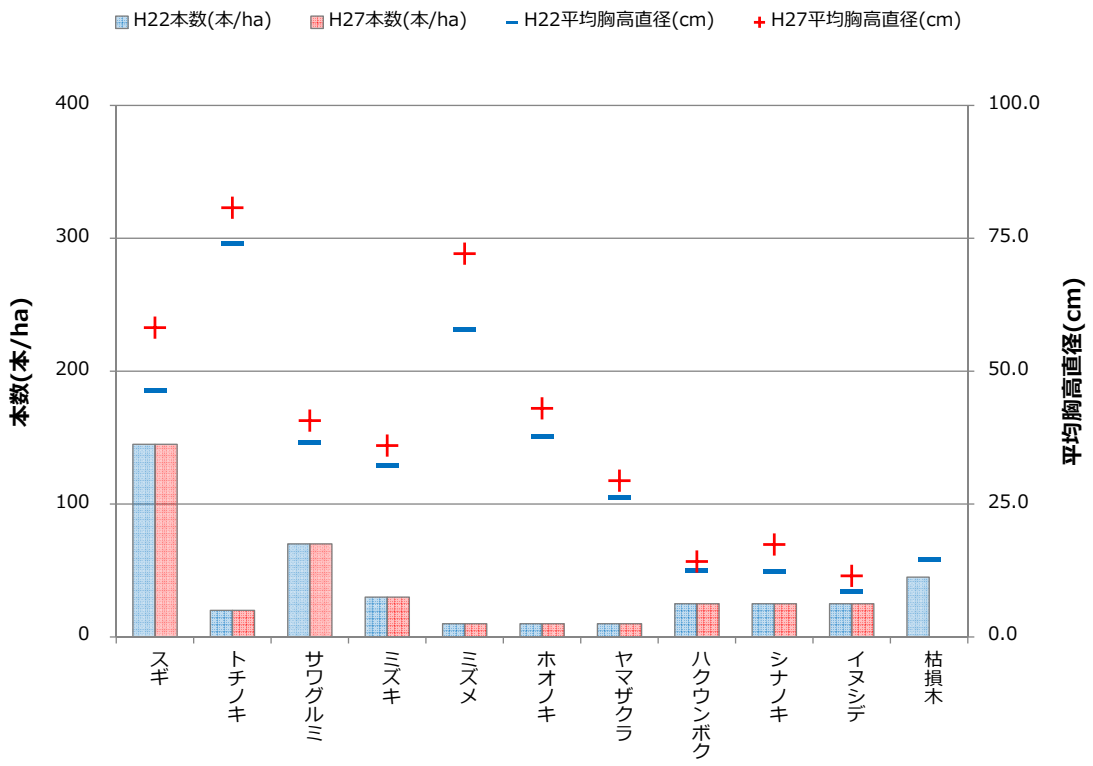

プロットNo.１　毎木調査結果
標高７５０ｍ　北西向き斜面

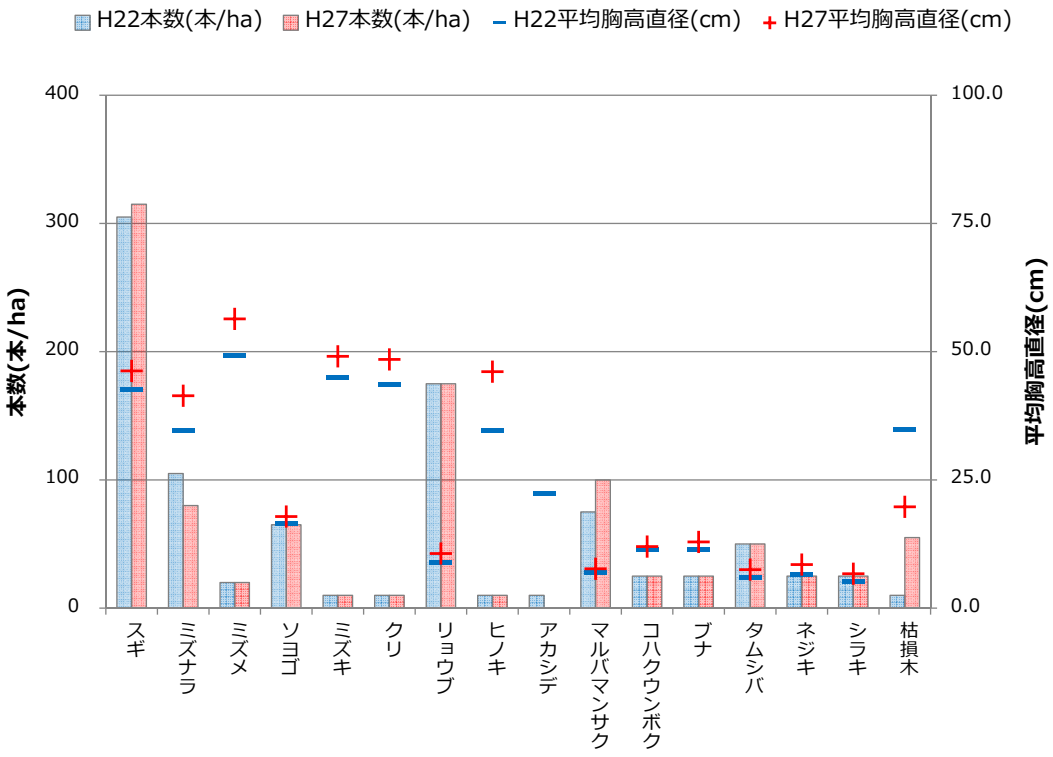

プロットNo.２　毎木調査結果
標高８５０ｍ　南東向き斜面

植生調査結果

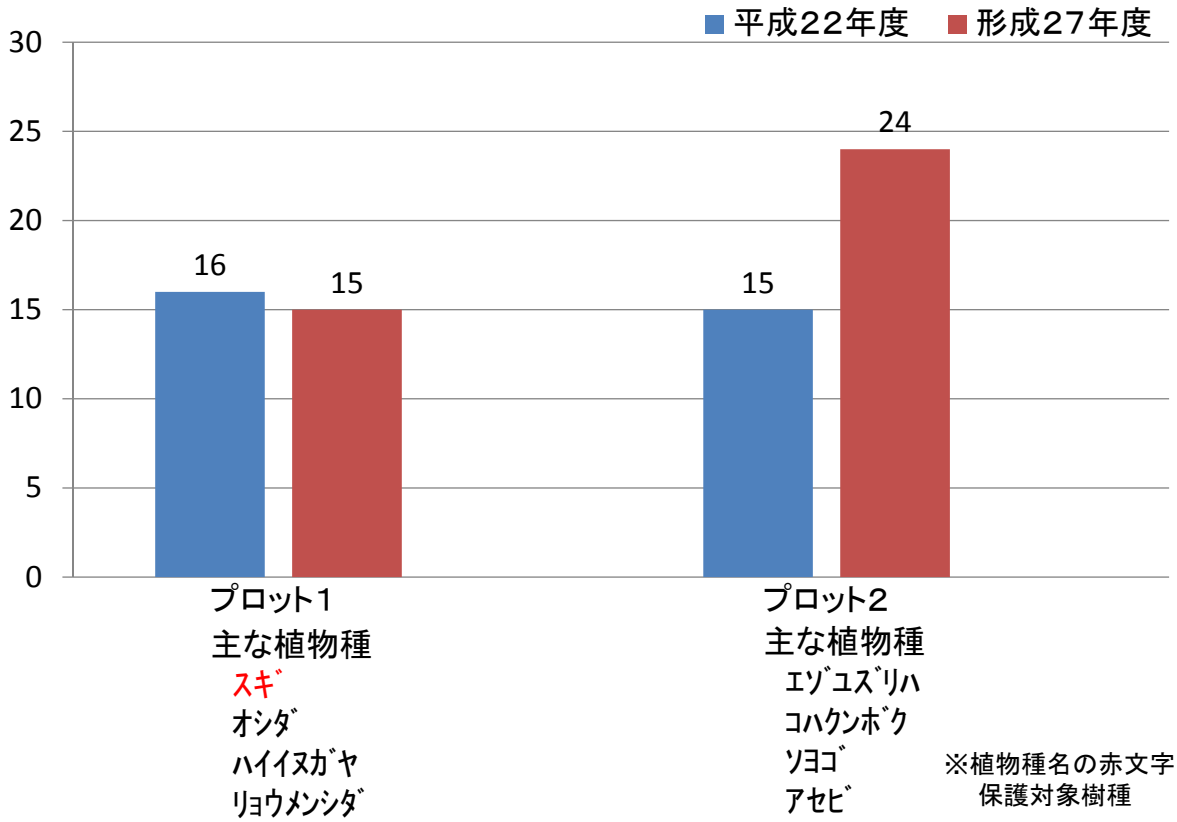

※植物種名の赤文字は
保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	有	無	分布無	有
プロット2	有	無	有	有

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<沖ノ山林木遺伝資源保存林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保存対象樹種であり林分構成種であるスギ、ブナ、トチノキ、ミズメ、ミズナラについても健全に生育が確認されたことから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ただし、草本層を中心にニホンジカの食圧が大きく、全体的に植被率は低くなっており、糞や角研ぎの痕跡等が多く確認されたことから、継続的に観察が必要である。 また、保護林の近隣でカシノナガキクイムシによる被害が確認されており、継続的に観察が必要である。	遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。 保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。 台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。 ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。 下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。 カシノナガキクイムシによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。 必要に応じて標識を設置する。	遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。 保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。 台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。 ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。 また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。

※赤文字は現行の取扱い方針を変更したもの。
青文字は保護林モニタリング調査評価等部会の意見を踏まえて変更した部分。

山王谷林木遺伝資源保存林

面積：１１４．７２ha（鳥取県鳥取市）

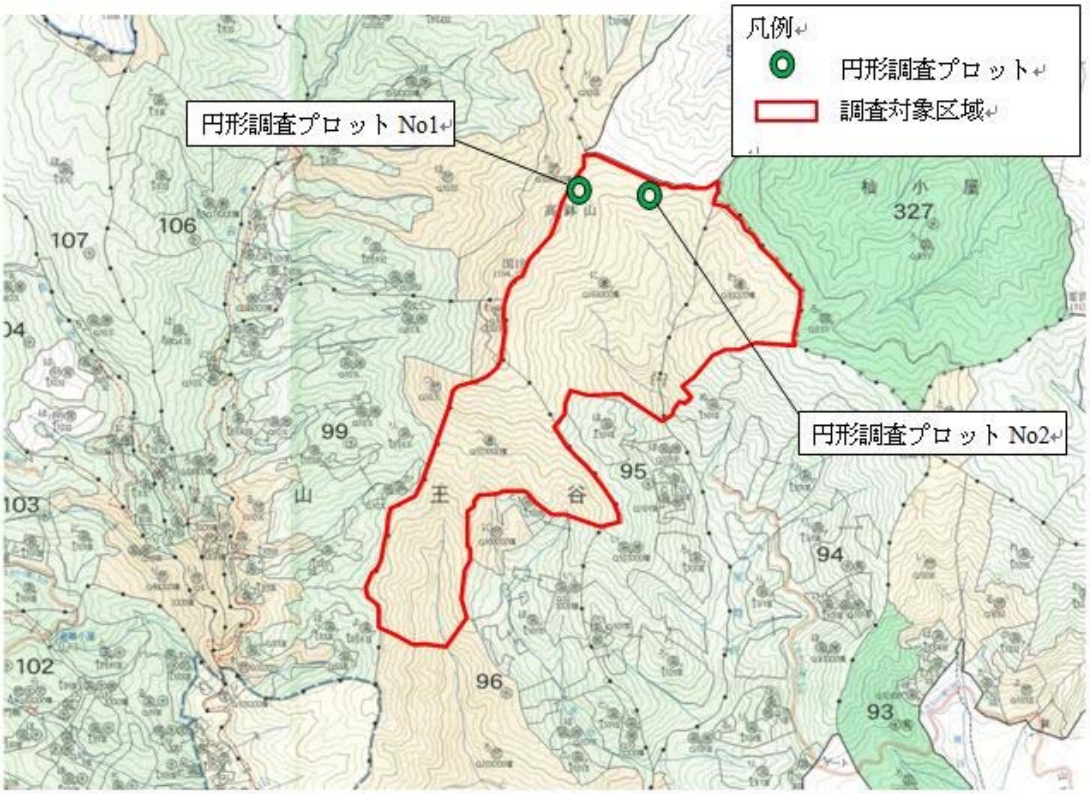

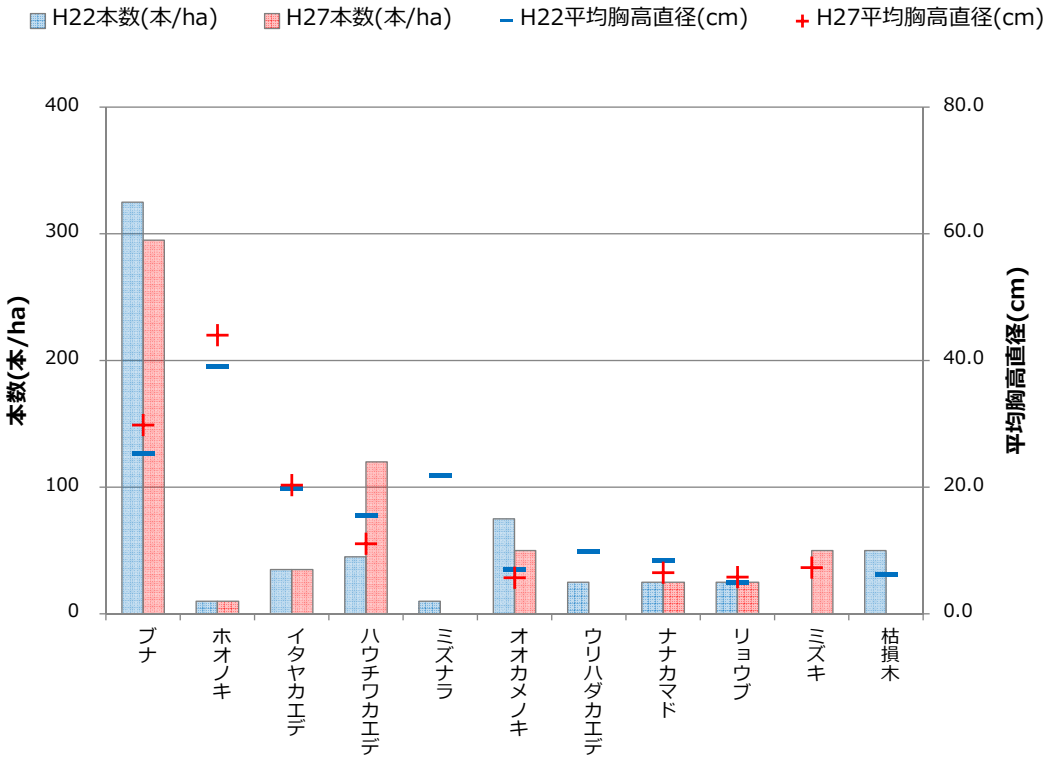

プロットNo.１　毎木調査結果
標高１,１７２m　南東向き斜面

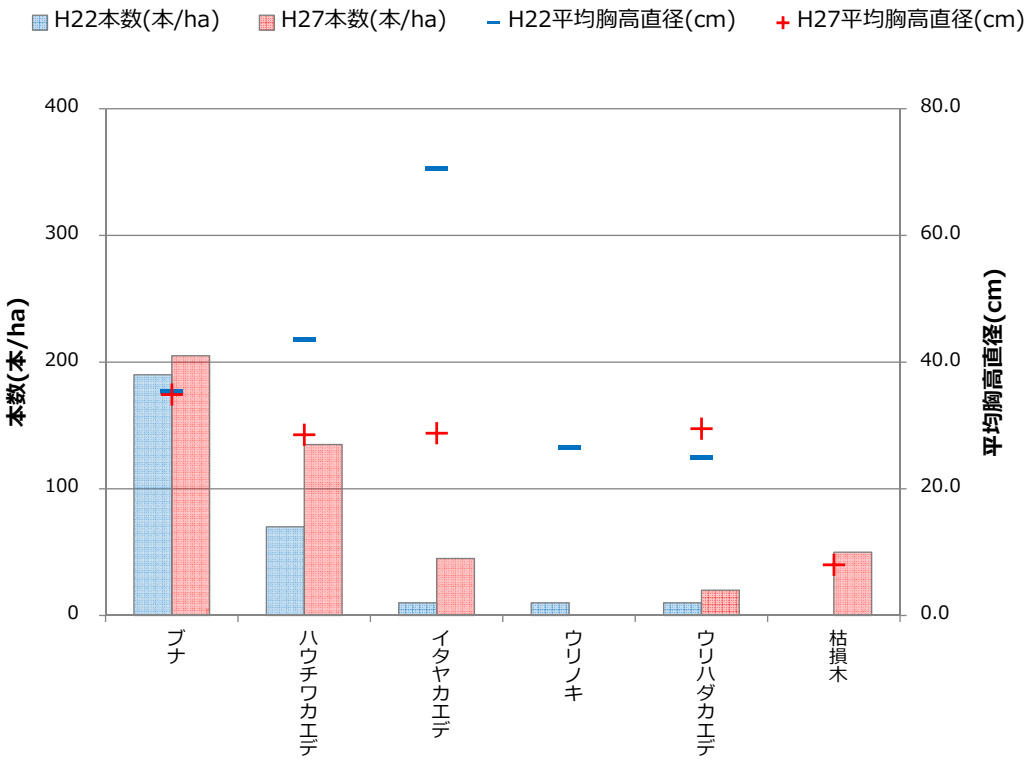

プロットNo.２　毎木調査結果
標高１,１３０m　南西向き斜面

植生調査結果

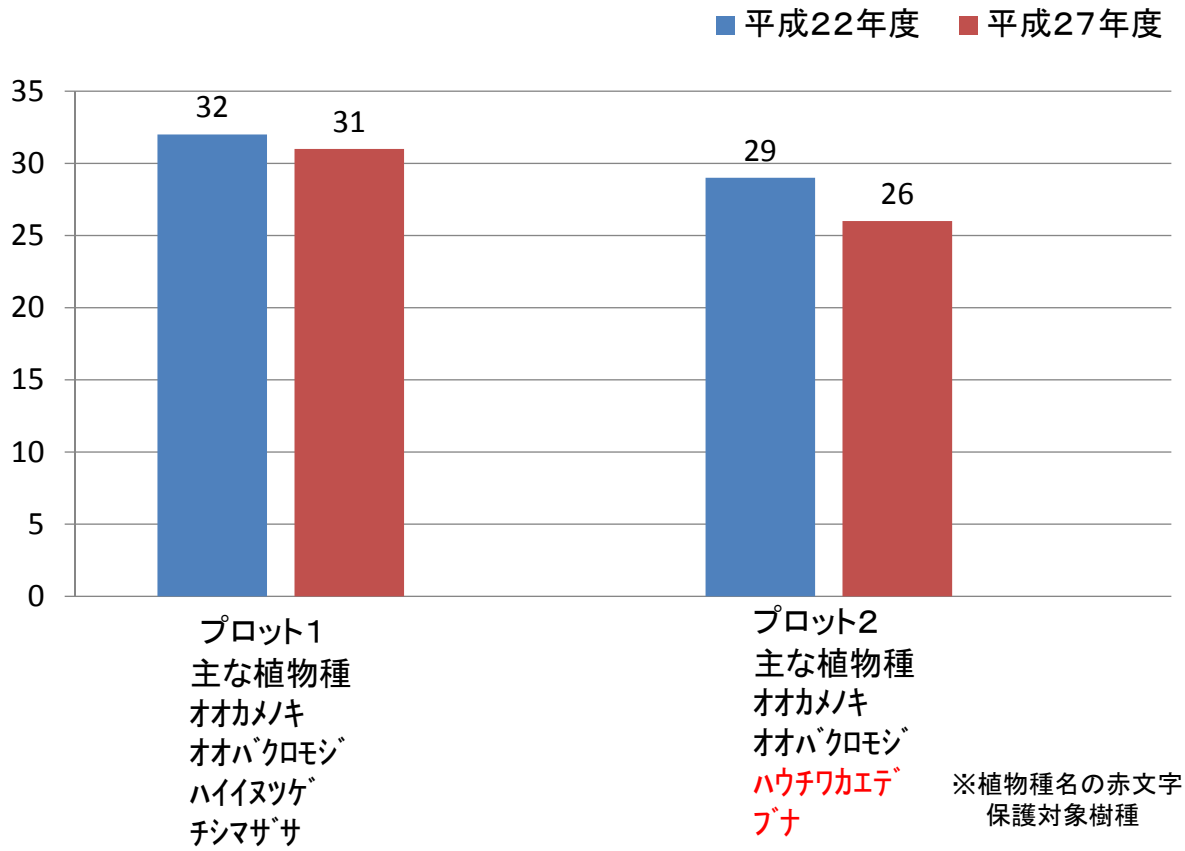

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	有
プロット2	無	無	分布無	有

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<山王谷林木遺伝資源保存林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保存対象樹種であり林分構成種であるブナが健全に生育していること、さらには保存対象樹種であるイタヤカエデやハウチワカエデなどが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ただし、ニホンジカの糞等が確認されており、今後も引き続き観察を行う必要がある。	遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。 保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。 台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。 ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。 また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。 必要に応じて標識を設置する。	遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保存対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。 保存林において行うことのできる伐採は、原則として保存対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。 台風等の自然現象により発生した無立木地区における更新の他、保存対象樹種のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。 ただし、保存対象樹種の存続のために必要と認められる場合は、更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養生した苗木により行う。 また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。 ※赤文字は現行の取扱い方針を変更したもの。

植物群落保護林

目　的

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。

千丈平ブナ植物群落保護林

面積：856.88ha(石川県白山市)

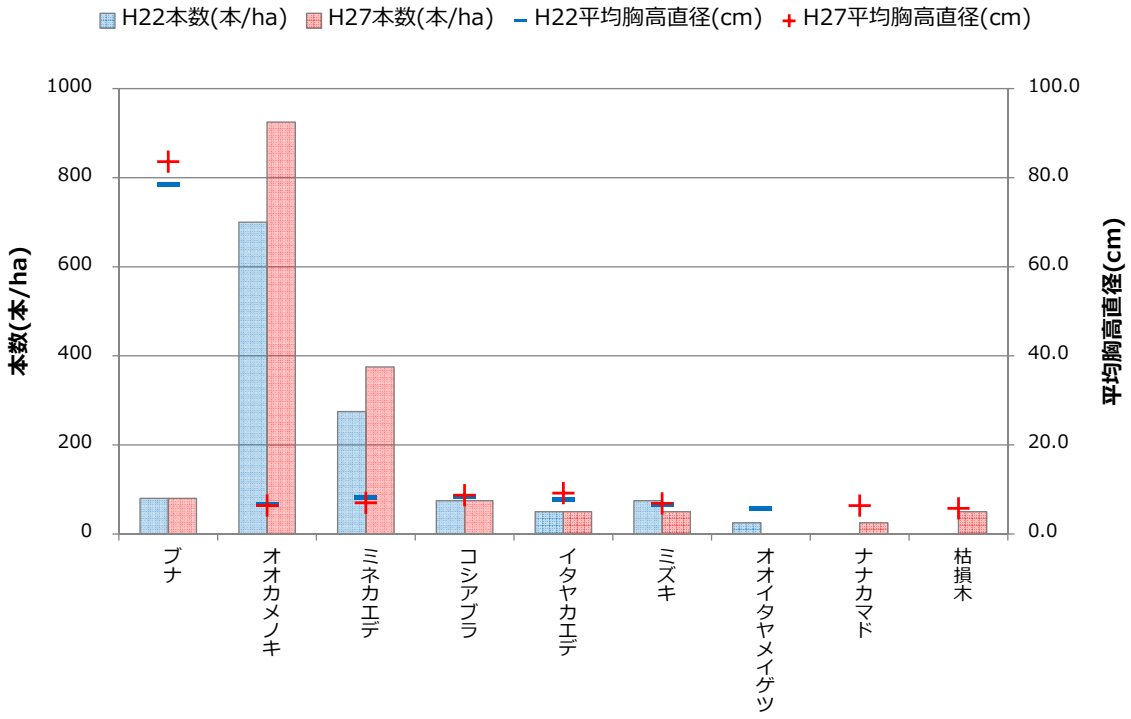

プロットNo.１　毎木調査結果

標高１,３９５m　北西向き斜面

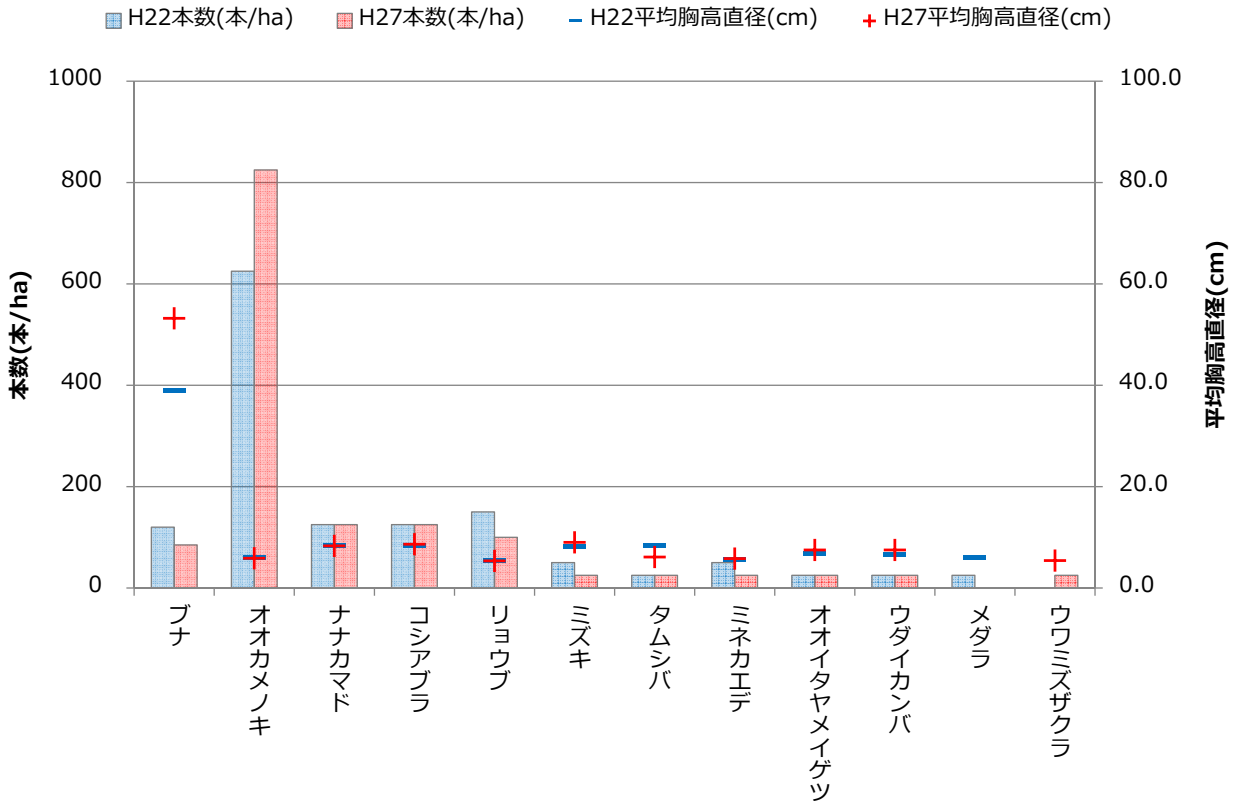

プロットNo.２　毎木調査結果

標高１,３５８m　北西向き斜面

植生調査結果

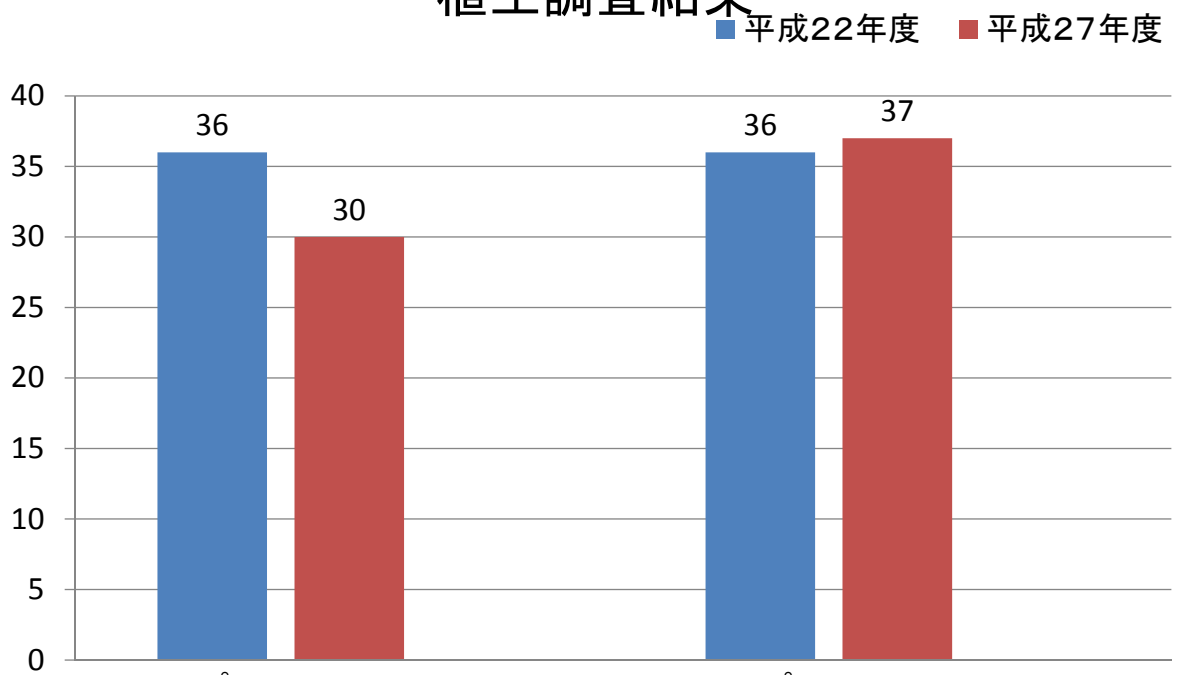

※植物種名の赤文字は保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）
<千丈平ブナ植物群落保護林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であり林分構成種であるブナが、高齢木から若齢木まで幅広い樹齢の個体が全階層で確認され、健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。	現行どおり。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。

概略位置図（1/20,000）

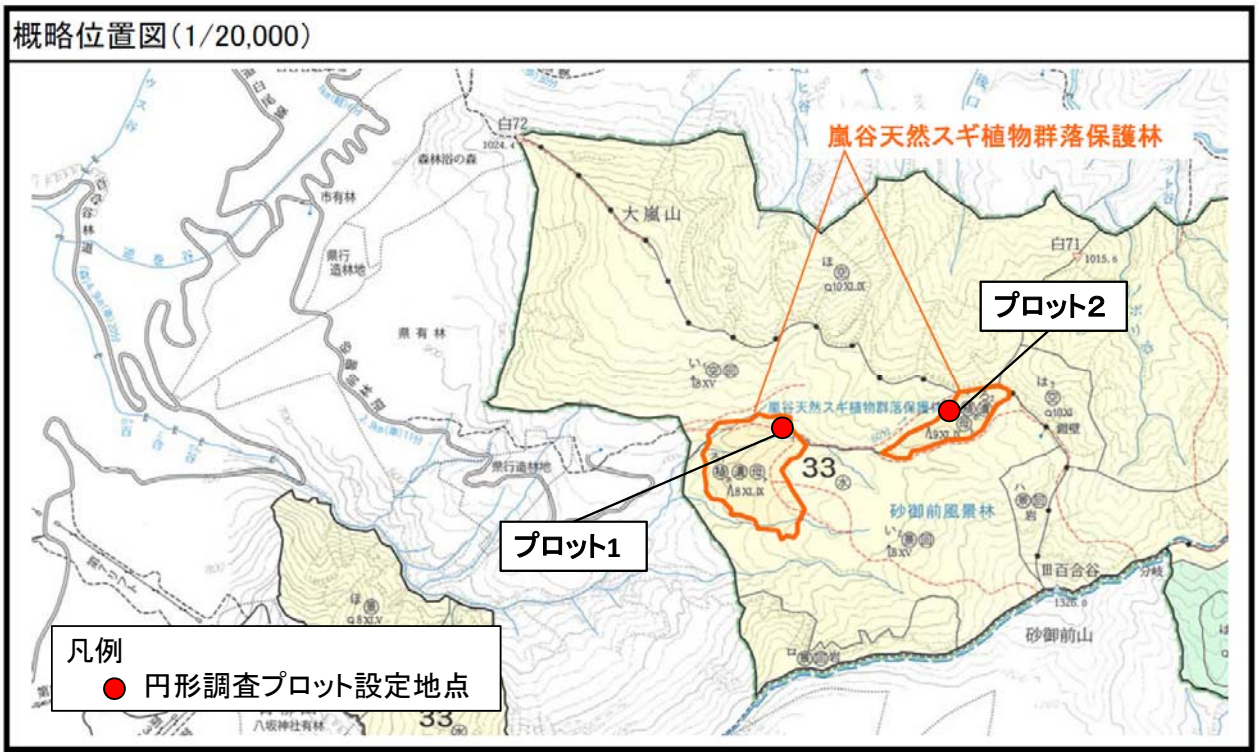

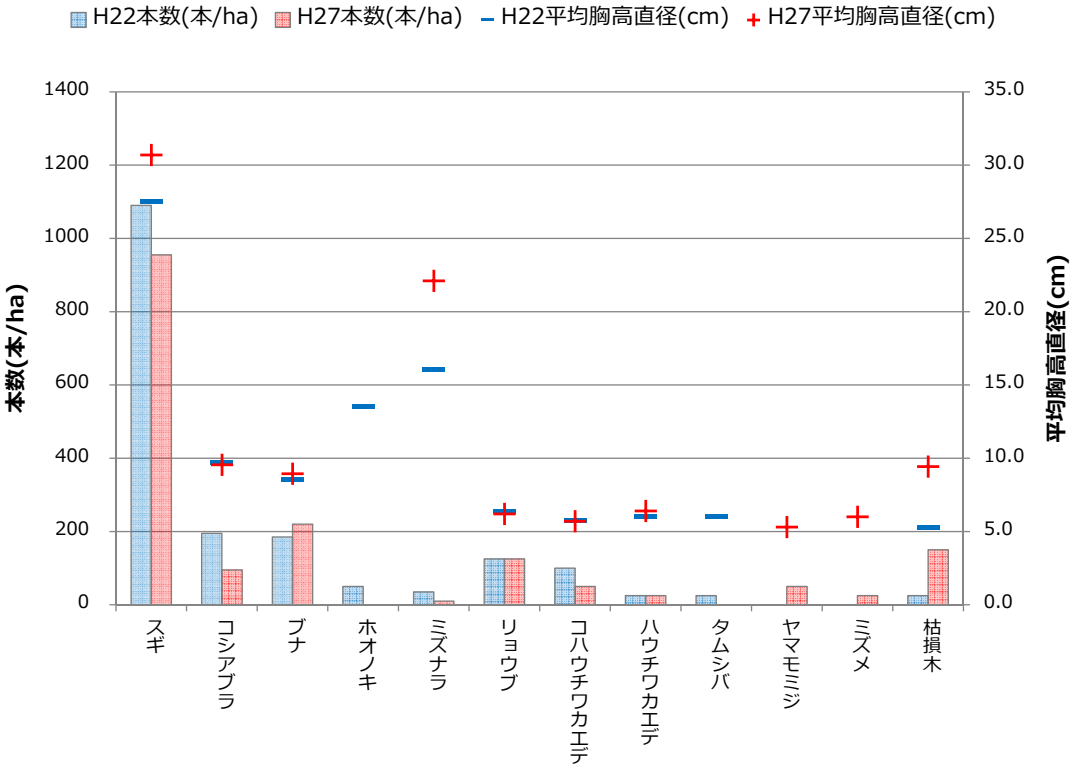

プロットNo.１　毎木調査結果

標高１,１４０m　南西向き斜面

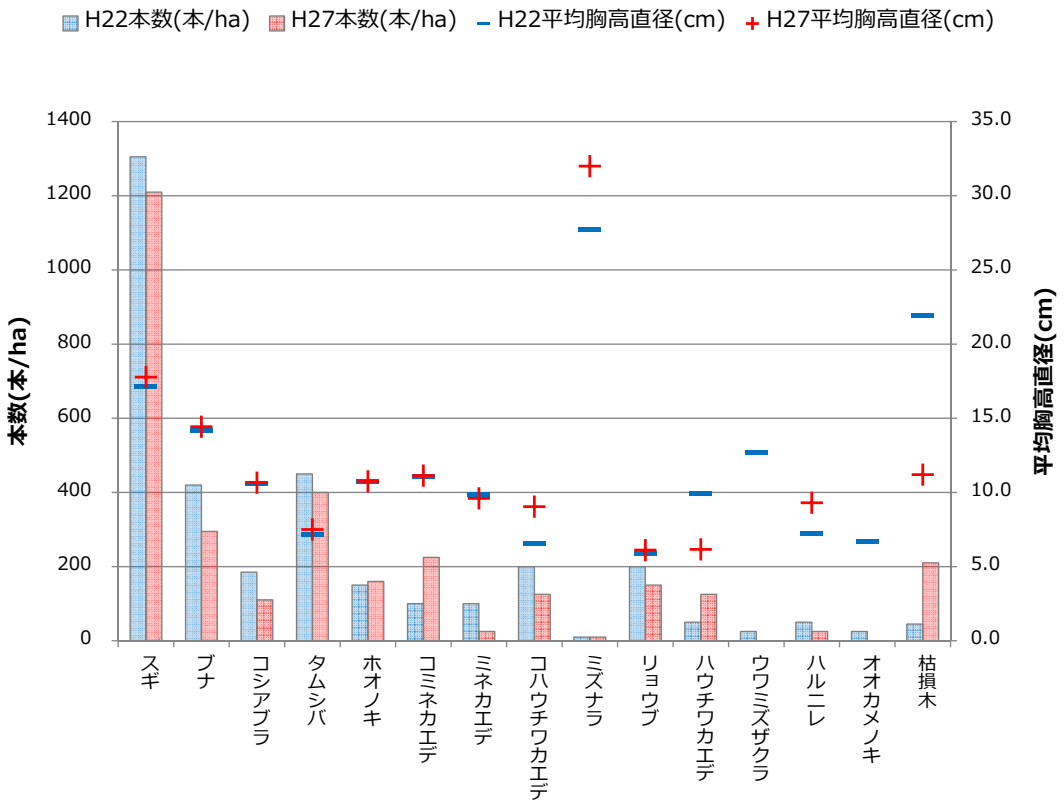

プロットNo.２　毎木調査結果
標高１,１４５m　南向き斜面

植生調査結果

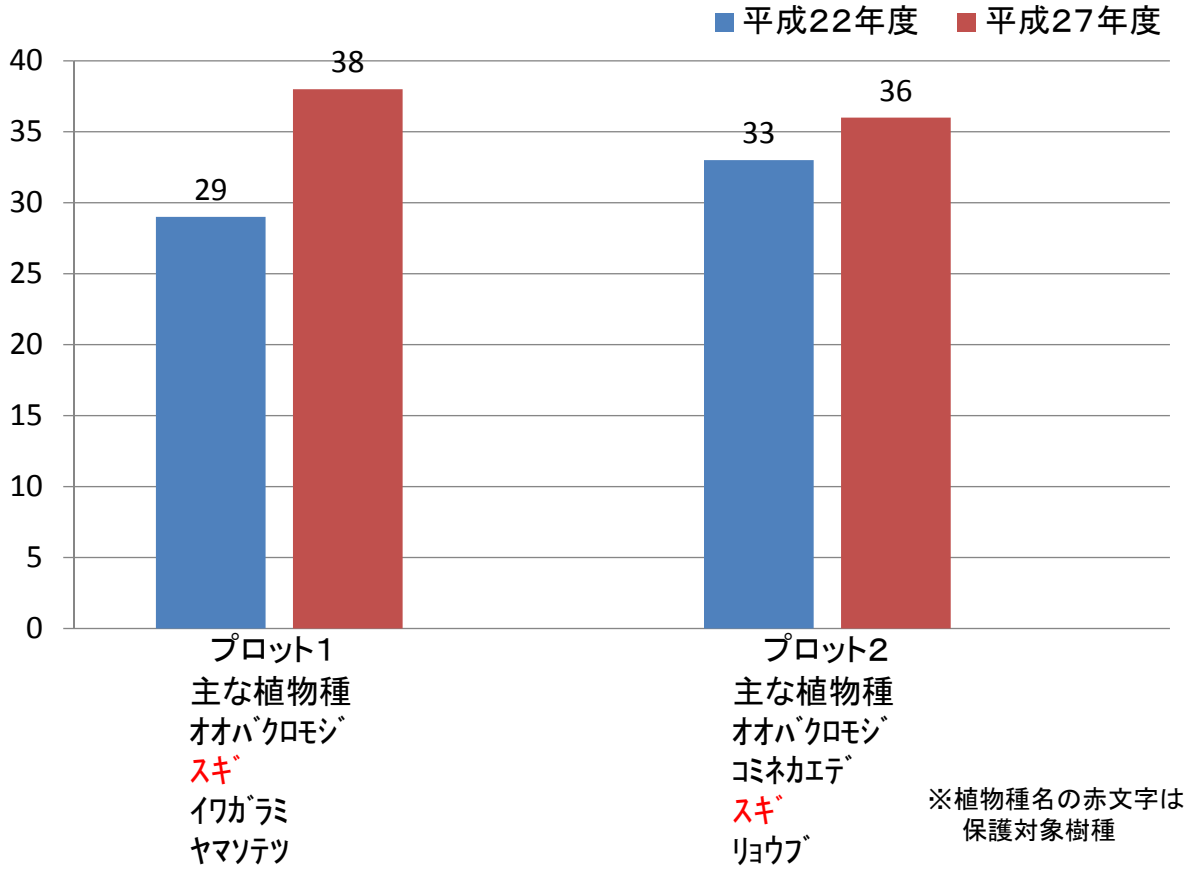

※植物種名の赤文字は
保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<嵐谷天然スギ植物群落保護林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であり林分構成種であるスギが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。	現行どおり。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。

せいだけ 青岳天然ヒノキ植物群落保護林

75

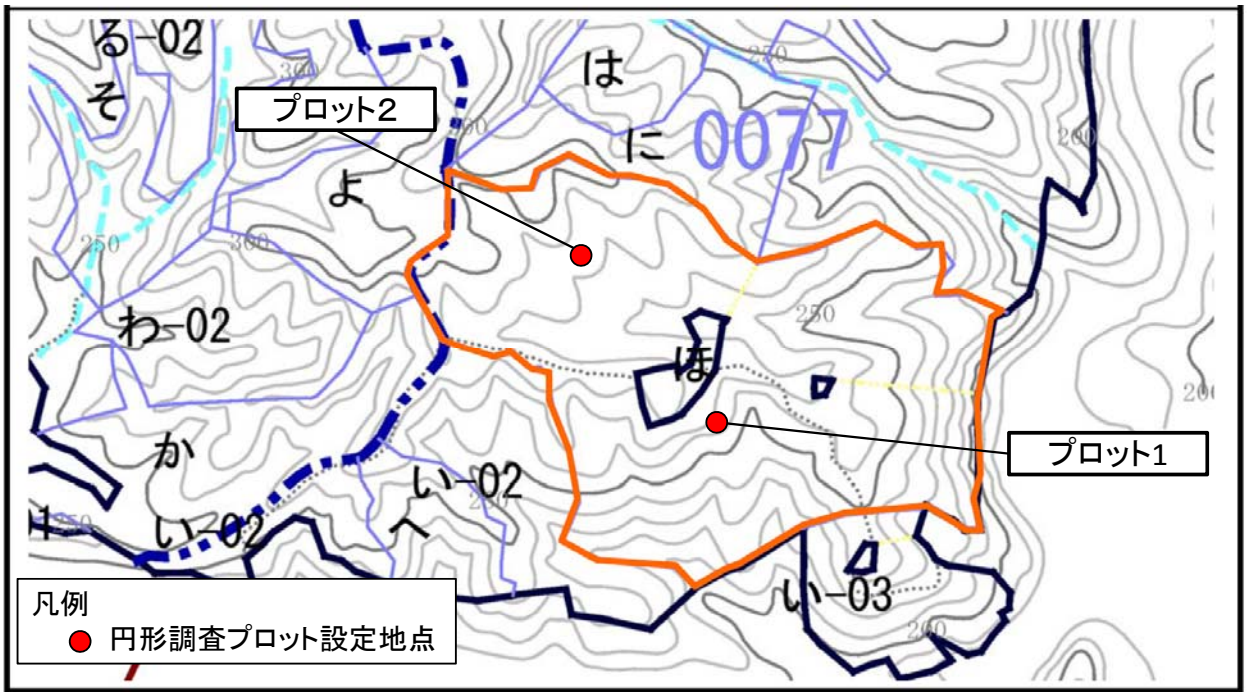

76

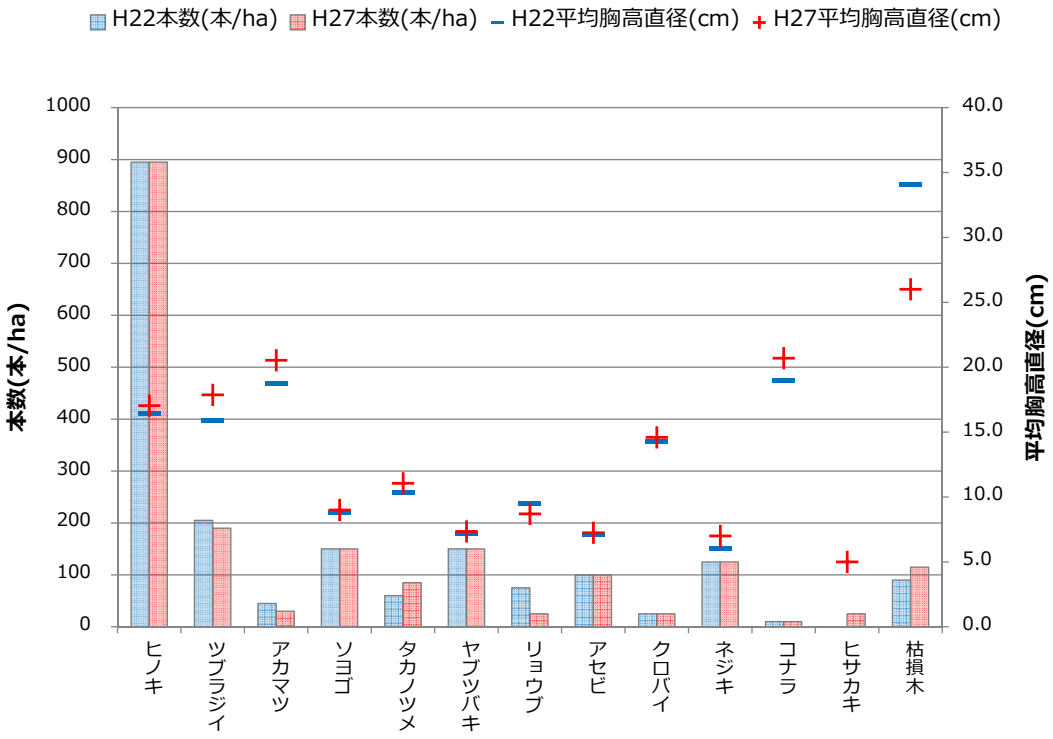

プロットNo. 1　毎木調査結果
標高285m　南東向き斜面

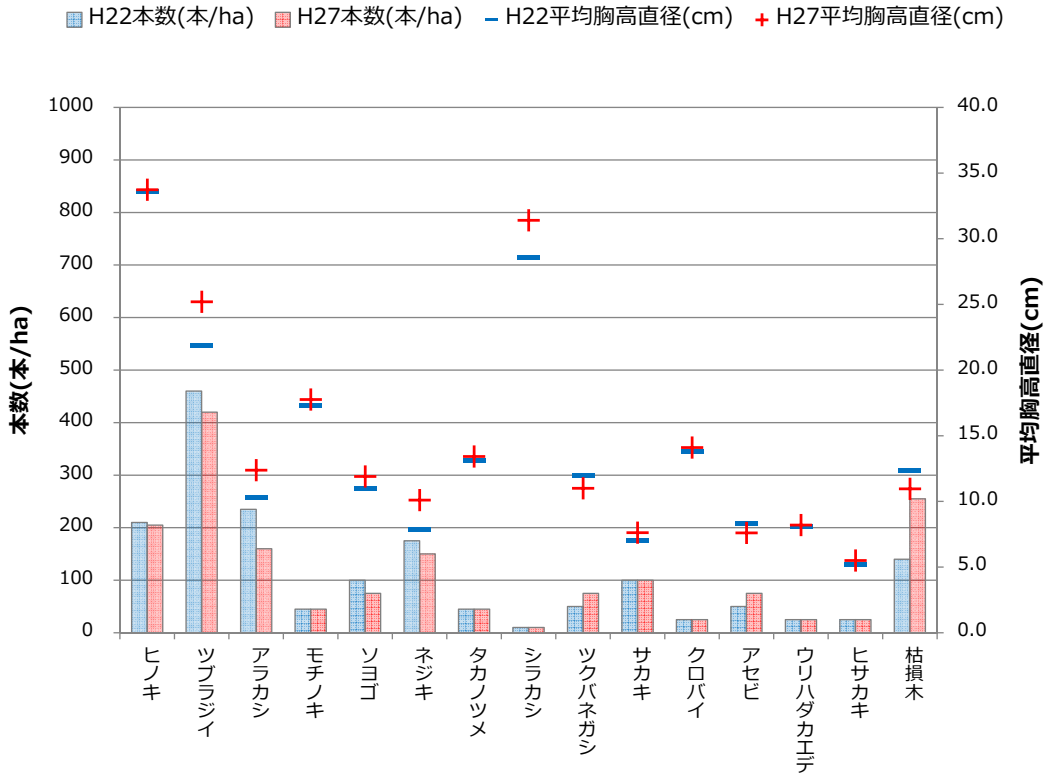

プロットNo. 2　毎木調査結果
標高265m　南東向き斜面

植生調査結果

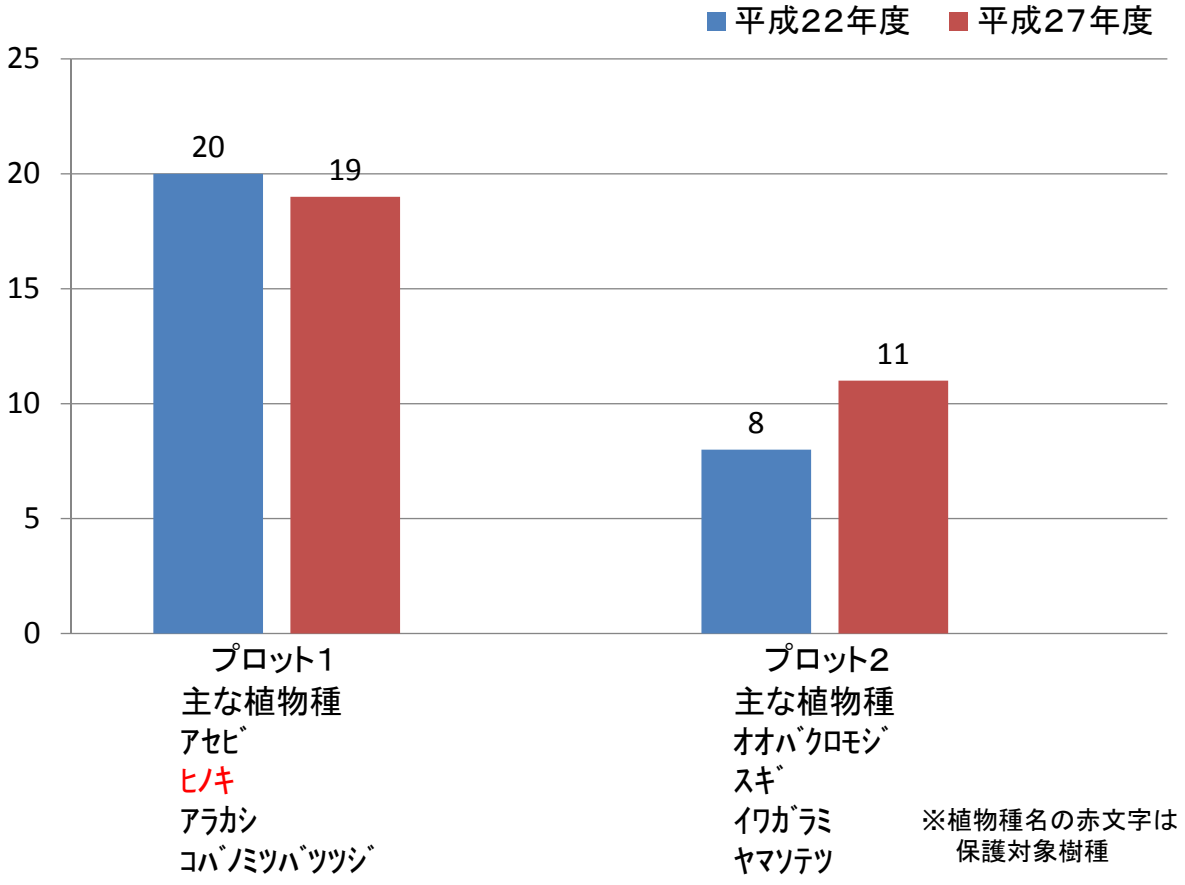

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	有	無	有	有
プロット2	一部有	無	分布無	有

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<青岳天然ヒノキ植物群落保護林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であり林分構成種であるヒノキが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ただし、ニホンジカによる食害やヒノキ及びリョウブのごく一部に剥皮の被害が確認されていることから、今後も継続して観察していく必要がある。	現行どおり。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。 必要に応じて標識を設置する。

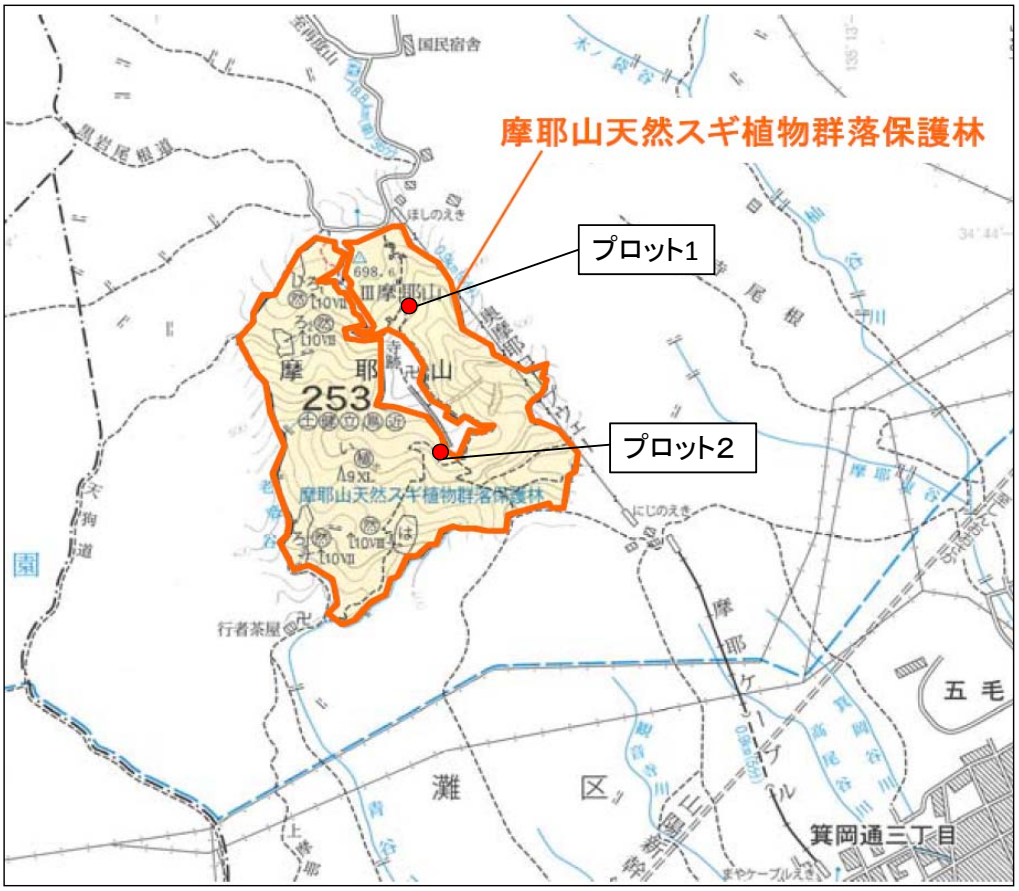

83

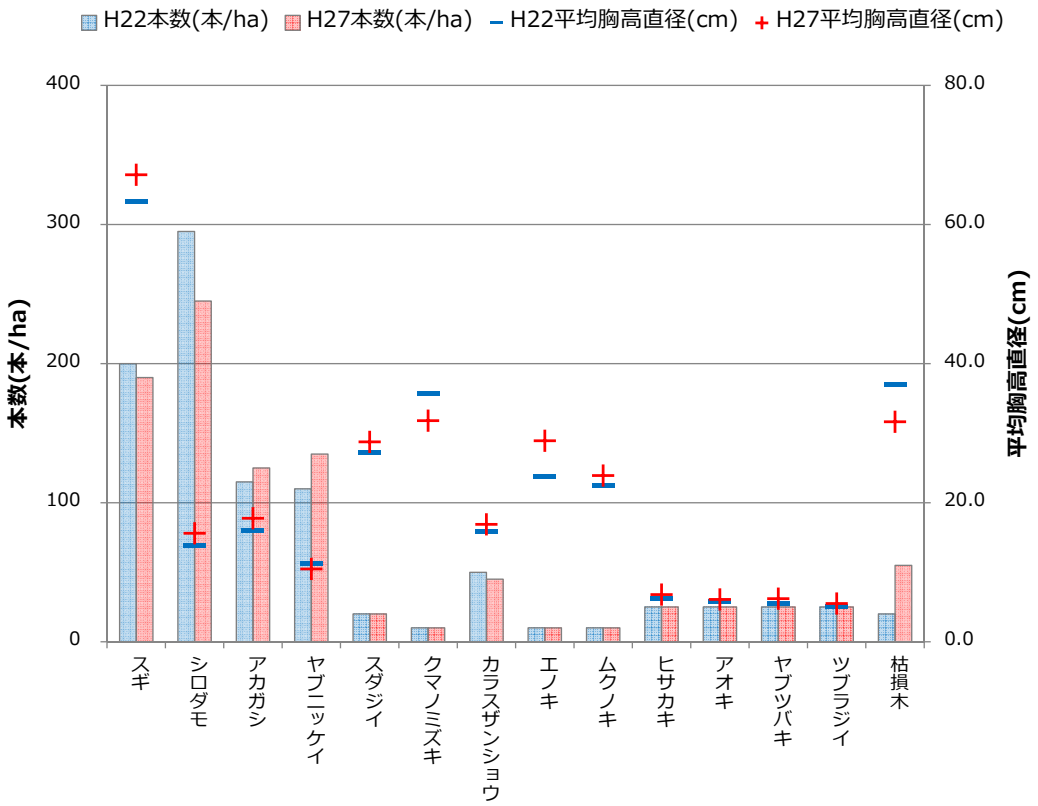

プロットNo.１　毎木調査結果
標高５３０m　南西向き斜面

84

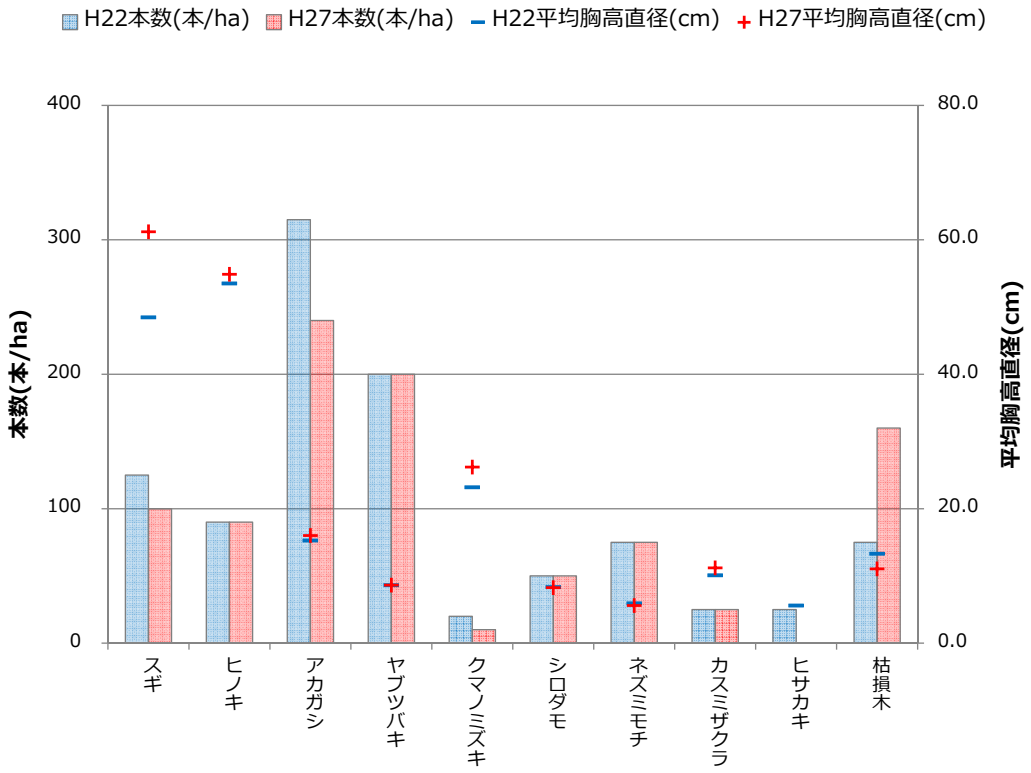

プロットNo.２　毎木調査結果

標高６１０ｍ　南東向き斜面

植生調査結果

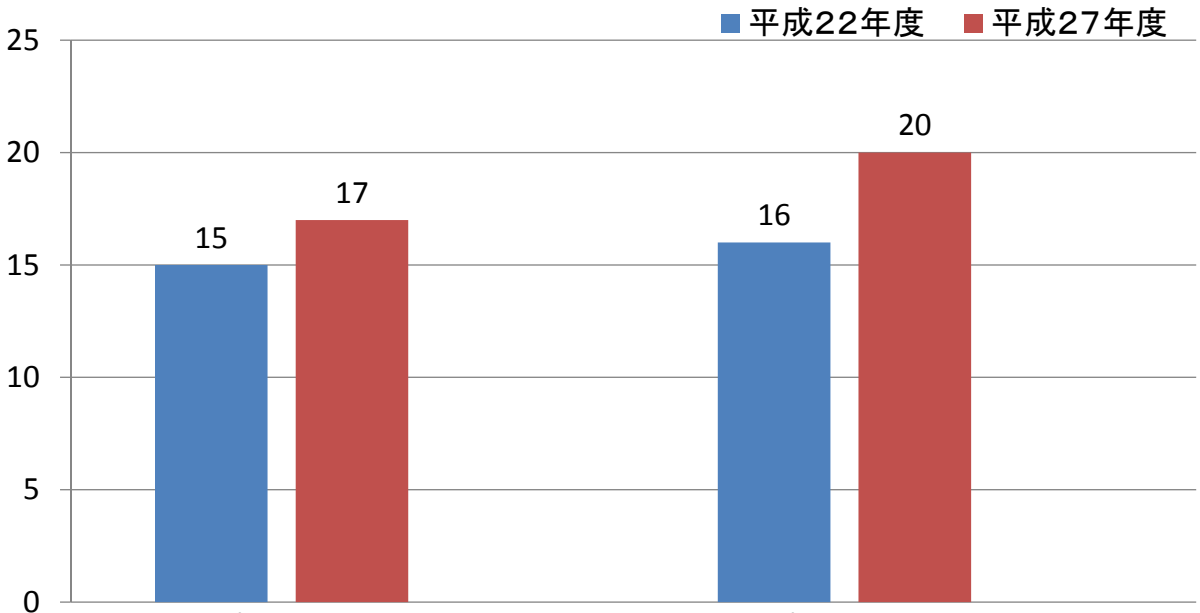

※植物種名の赤文字は
保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<摩耶山天然スギ植物群落保護林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であり林分構成種であるスギが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれているもの。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。	現行どおり。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 なお、本保護林は都市近郊林として多くの利用者があることから、利用者の安全の確保に留意する。 必要に応じて標識を設置する。

高野山コウヤマキ植物群落保護林

面積：30.40ha(和歌山県高野町)

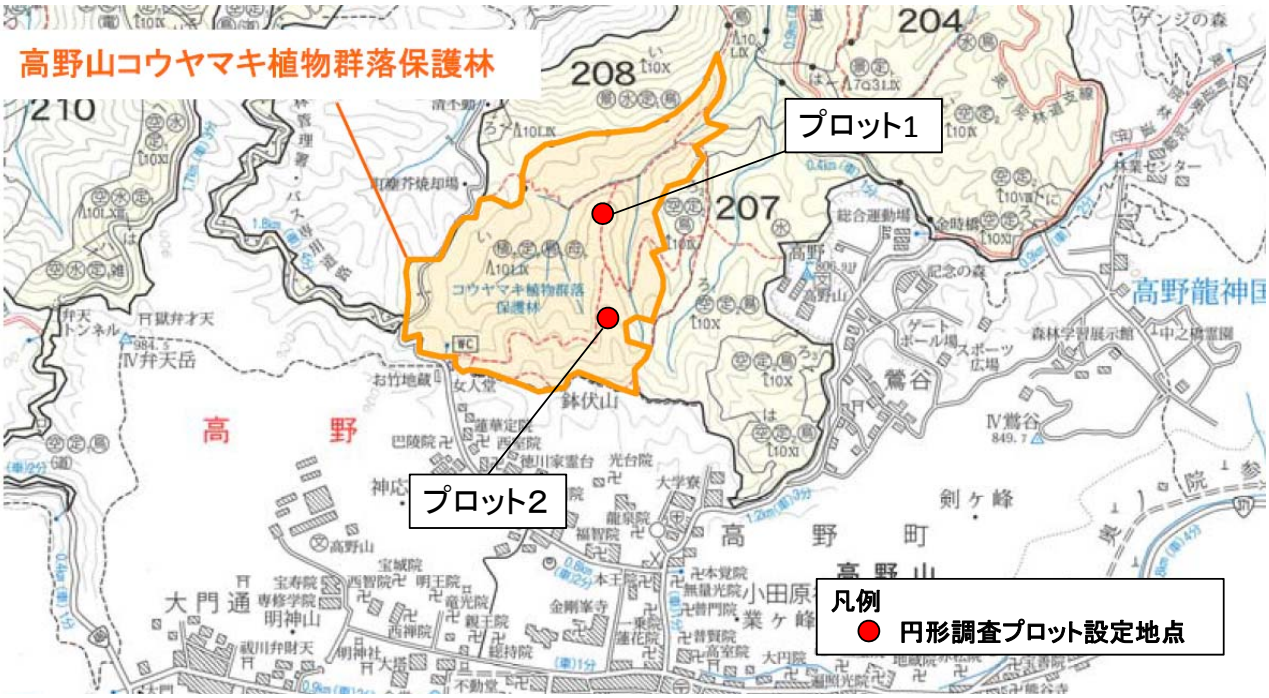

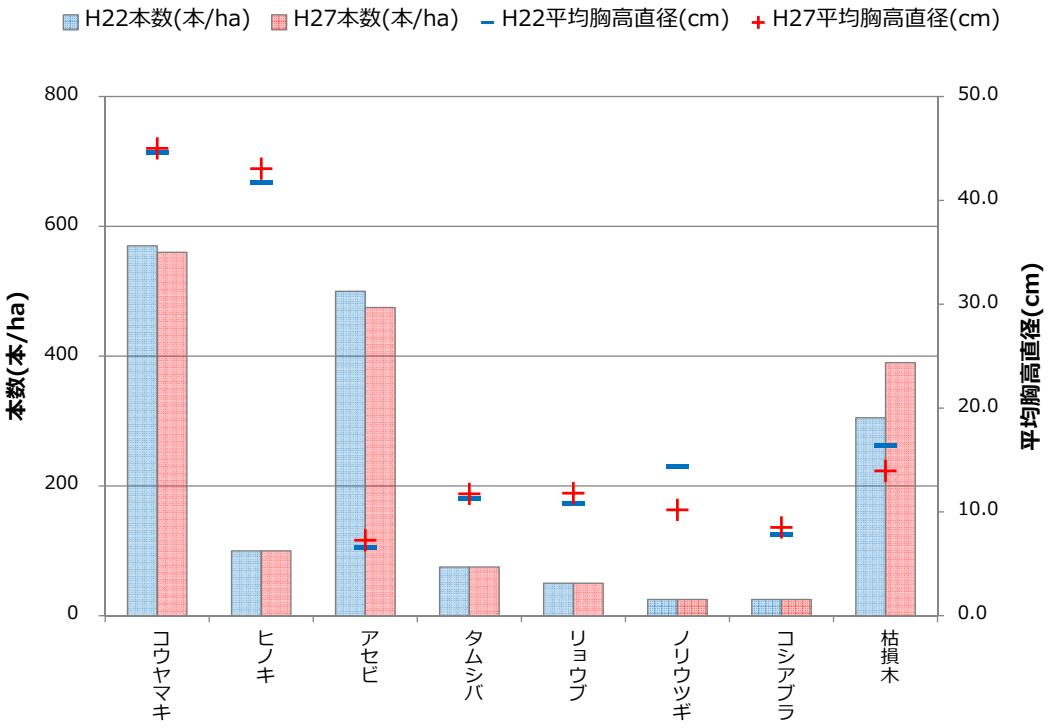

プロットNo.１　毎木調査結果
標高８１５ｍ　南東向き斜面

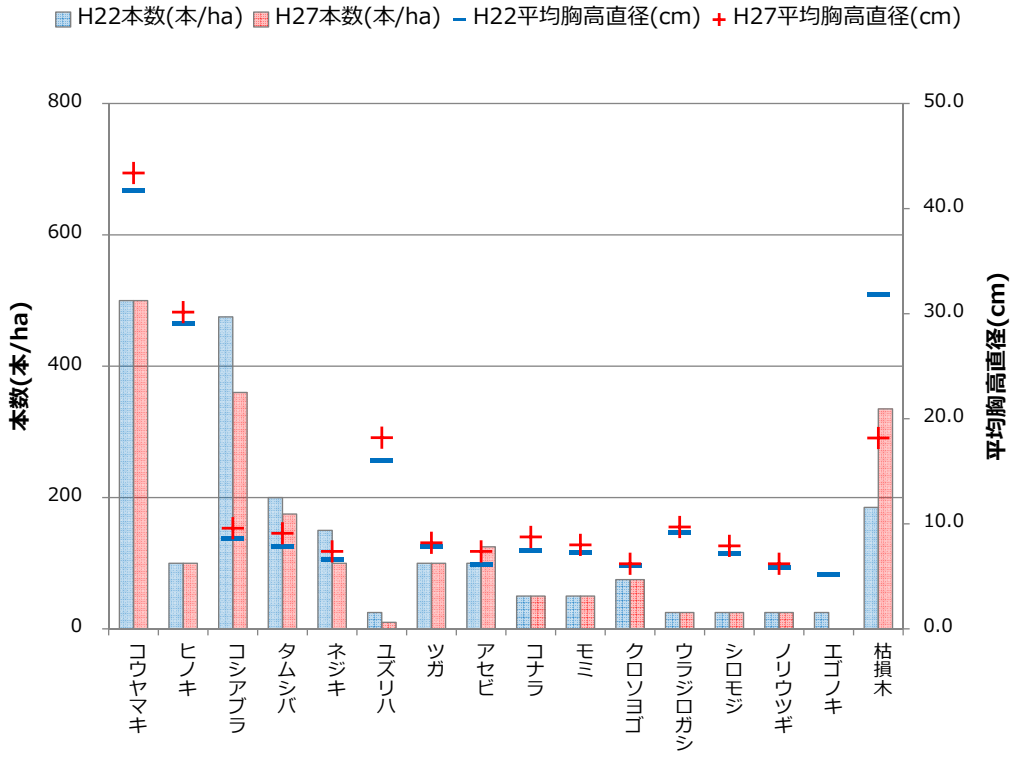

プロットNo.２　毎木調査結果
標高８６０ｍ　北東向き斜面

植生調査結果

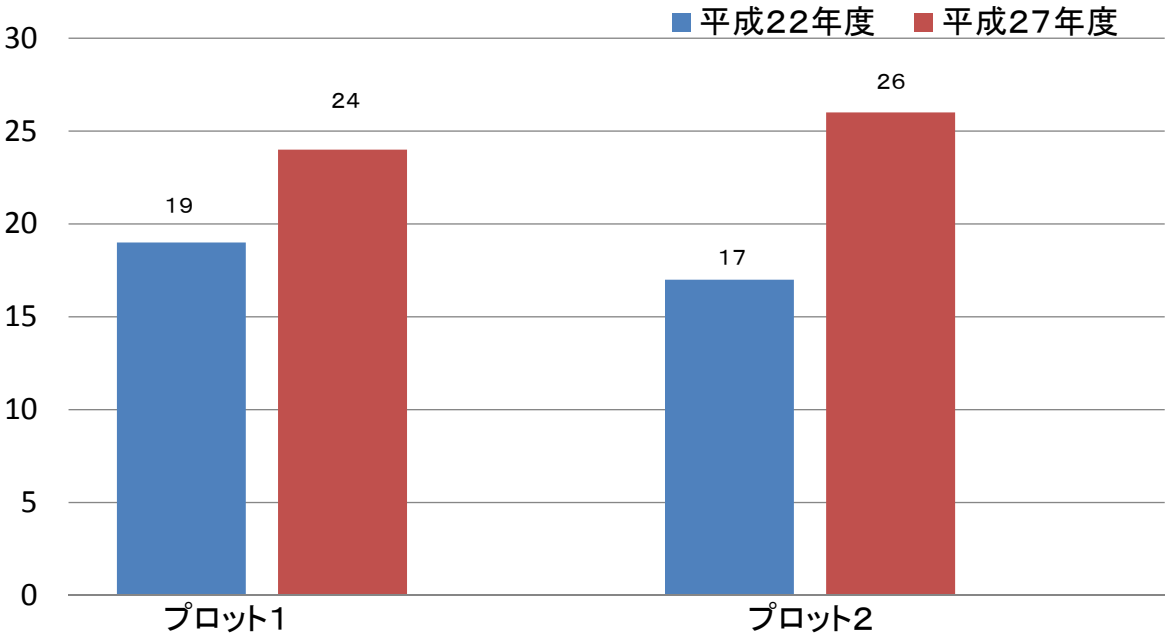

主な植物種
ｱｾﾋﾞ
コウヤマキ
ｸﾛﾓｼﾞ
ﾋﾉｷ

主な植物種
コウヤマキ
ﾂﾙｱﾘﾄﾞｵｼ
ｺﾅﾗ
ｽｽﾞﾀｹ

※植物種名の赤文字は保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	無
プロット2	無	無	無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<高野山コウヤマキ植物群落保護林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であり林分構成種であるコウヤマキが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。	現行どおり。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。

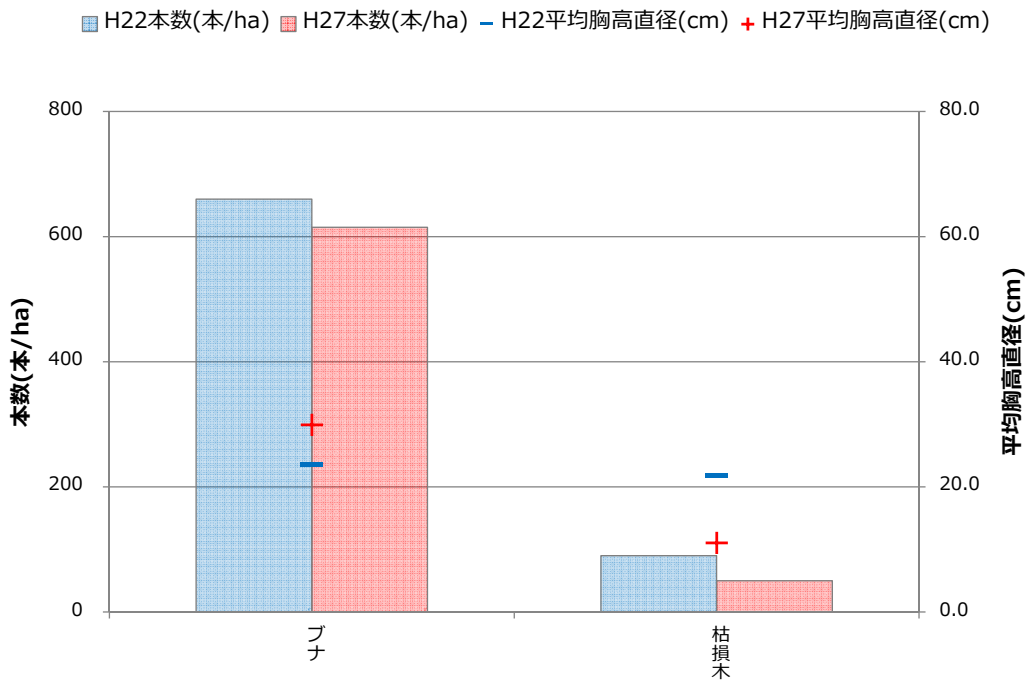

プロットNo.１　毎木調査結果

標高１,２１０m　南向き斜面

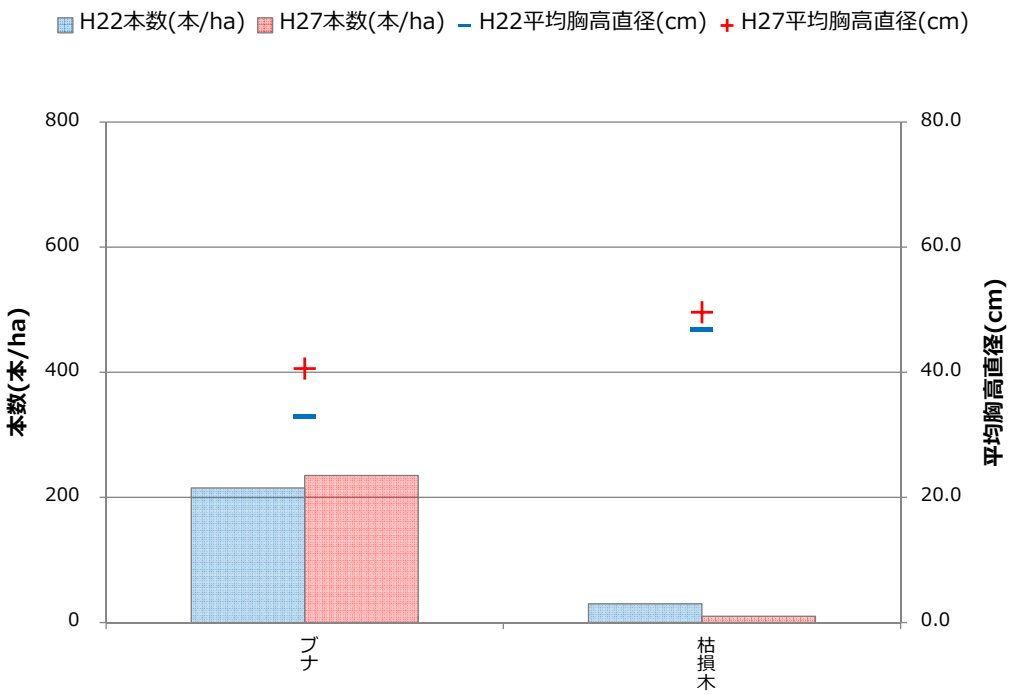

プロットNo.２　毎木調査結果
標高１,１１５m　南東向き斜面

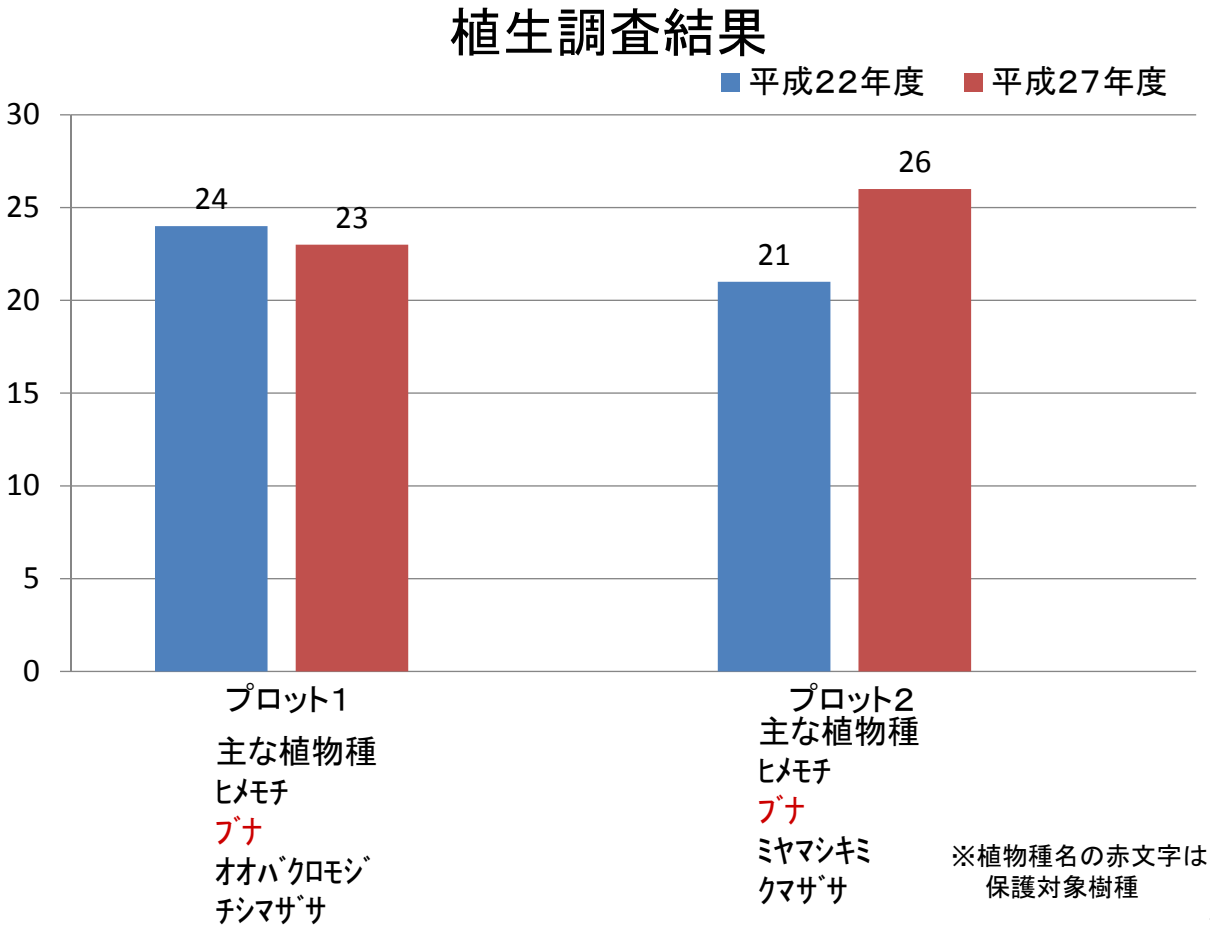

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	有
プロット2	無	無	分布無	有

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

＜三国山ブナ植物群落保護林＞

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であり林分構成種であるブナが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ニホンジカによる被害は確認されなかったが、鳴き声を確認したことから近隣に生息はしていると考えられるため、ニホンジカの動向に注意する必要がある。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。 必要に応じて標識を設置する。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。

※赤文字は現行の取扱い方針を変更したもの。

扇ノ山ブナ植物群落保護林

概略位置図(1/20,000)

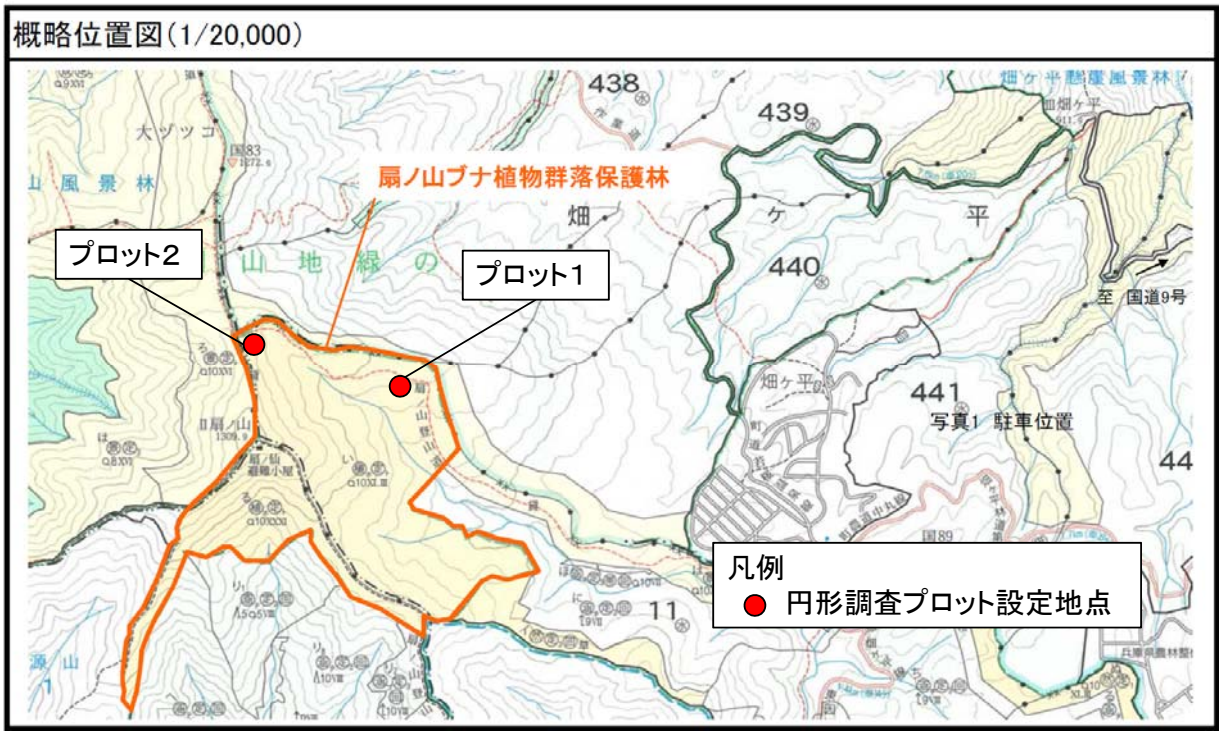

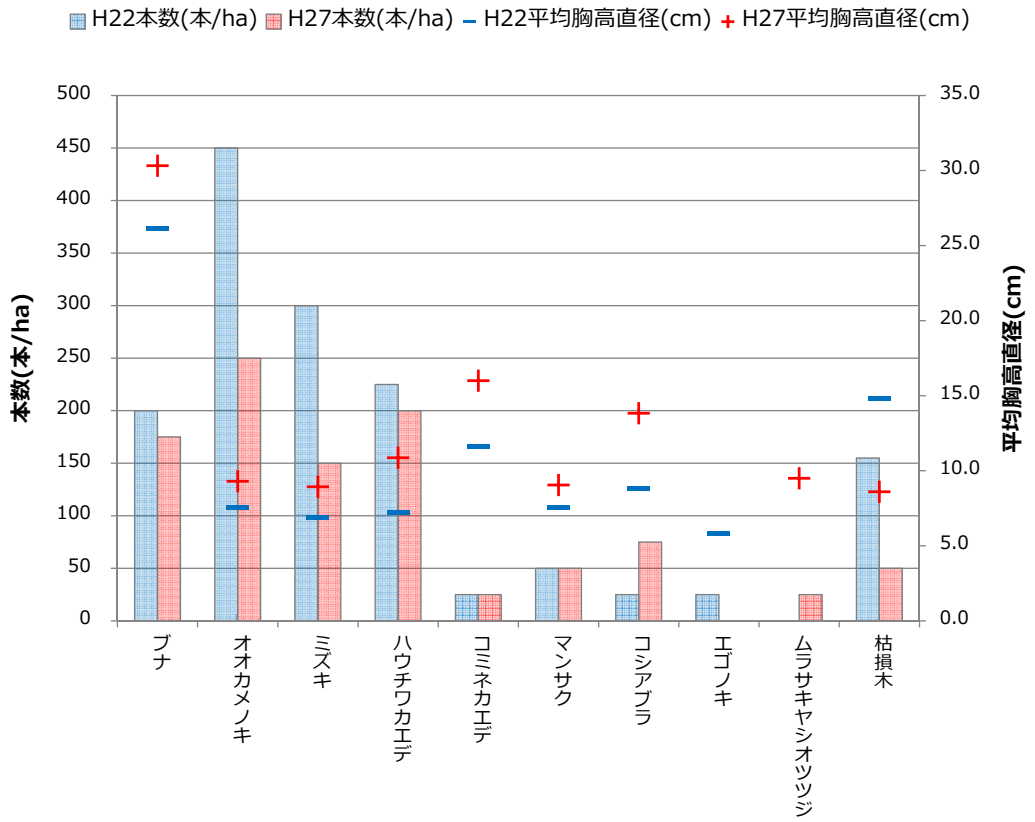

プロットNo.１　毎木調査結果

標高１,２５４ｍ　南東向き斜面

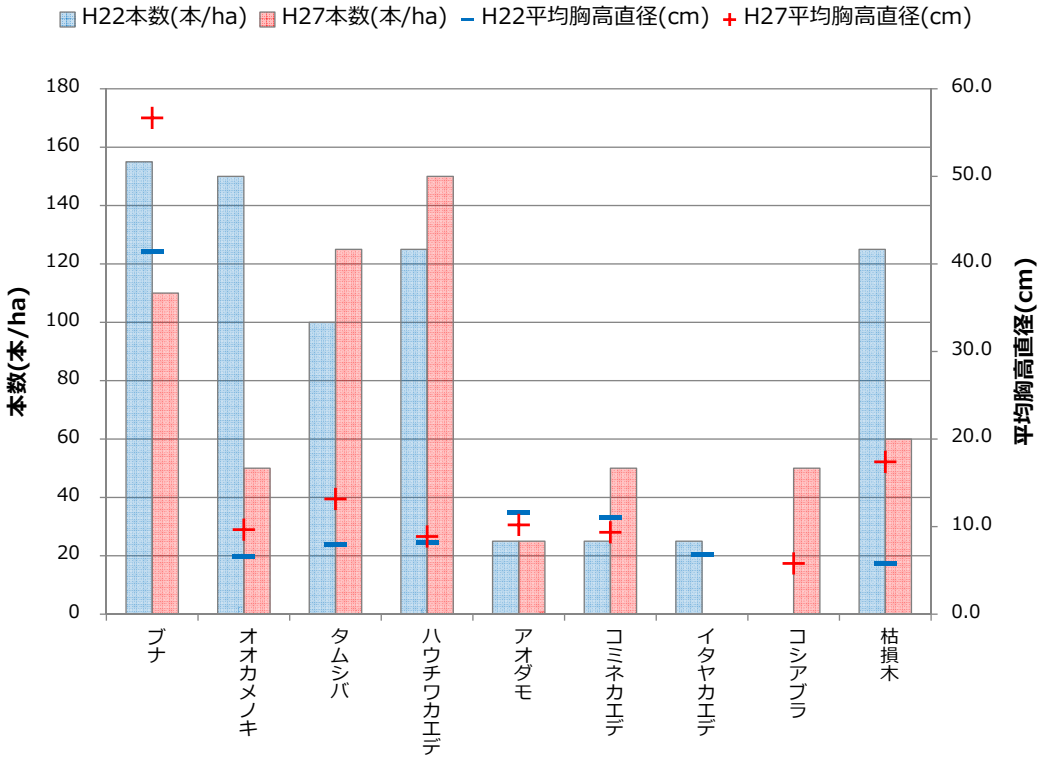

プロットNo.２　毎木調査結果

標高１,１７５ｍ　南向き斜面

植生調査結果

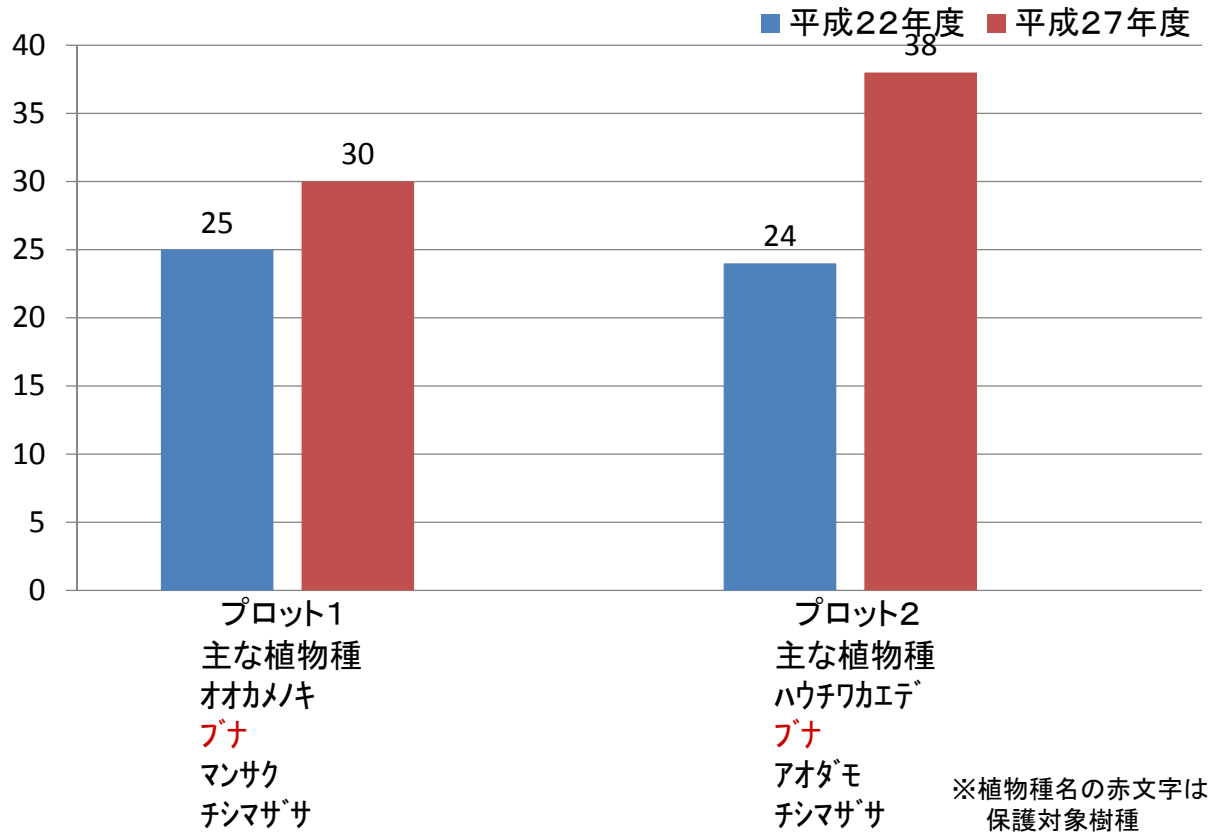

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	無	有
プロット2	無	無	無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<扇ノ山ブナ植物群落保護林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保存対象樹種であり林分構成種であるブナを中心とした植物群落の健全性が保たれていることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれているものと判断する。 なお、ニホンジカの古い糞が確認されたことから、ニホンジカの動向について継続して観察する必要がある。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理をする。 保護の対象とする群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該群落の保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等を行うこととする。 また、ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合、及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。 必要に応じて標識を設置する。 歩道の整備を行う。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理をする。 保護の対象とする群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該群落の保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等を行うこととする。 必要に応じて標識を設置する。 歩道の整備を行う。

※赤文字は現行の取扱い方針を変更したもの。

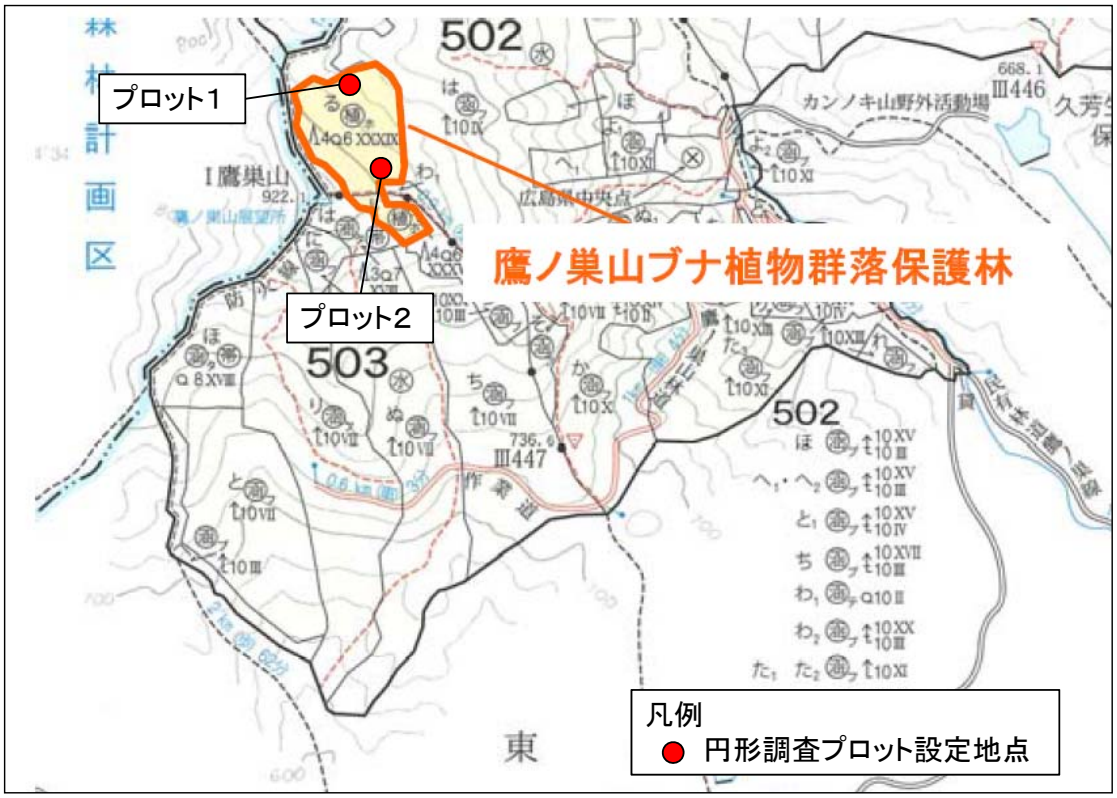

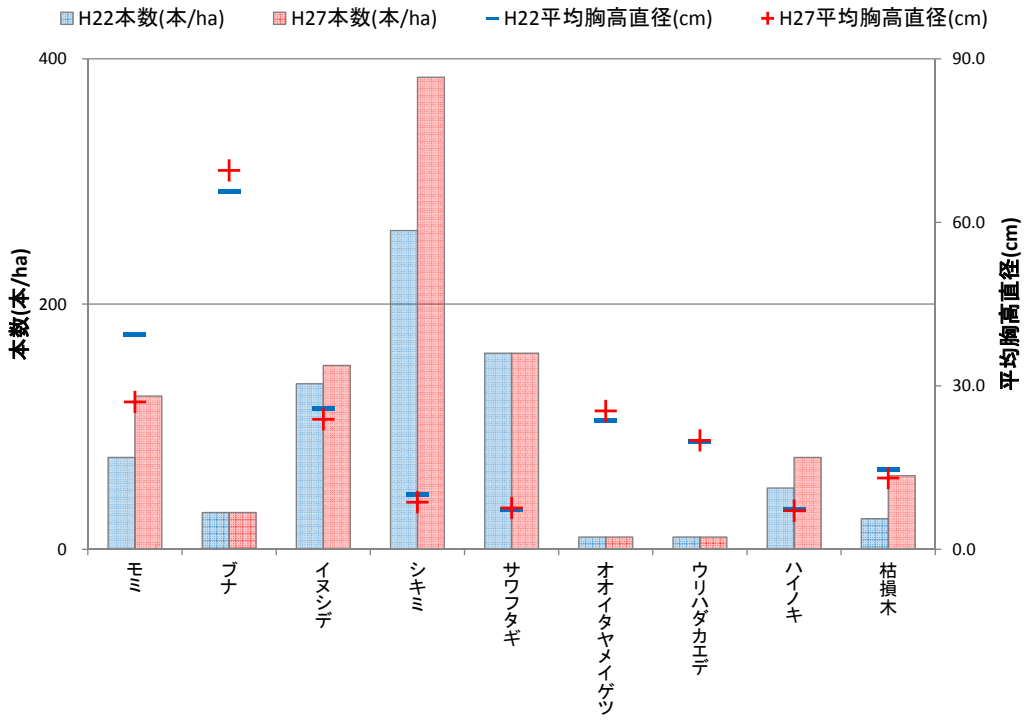

プロットNo.１　毎木調査結果
標高８７０ｍ　北東向き斜面

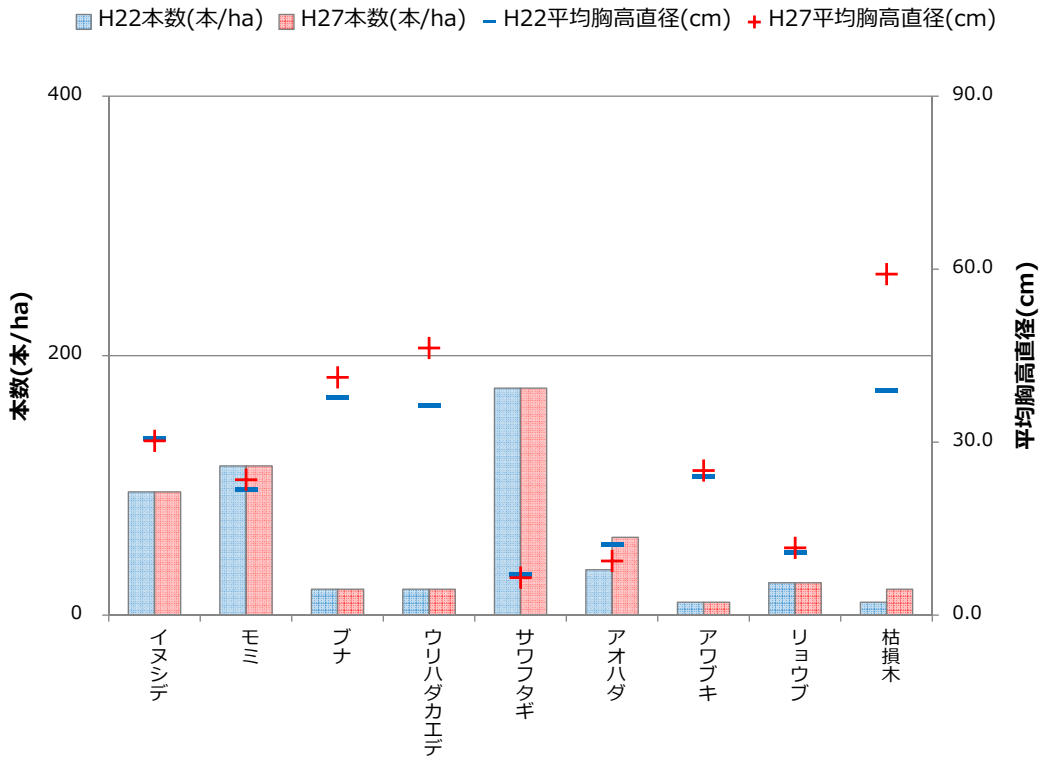

プロットNo.２　毎木調査結果
標高８９５ｍ　北東向き斜面

植生調査結果

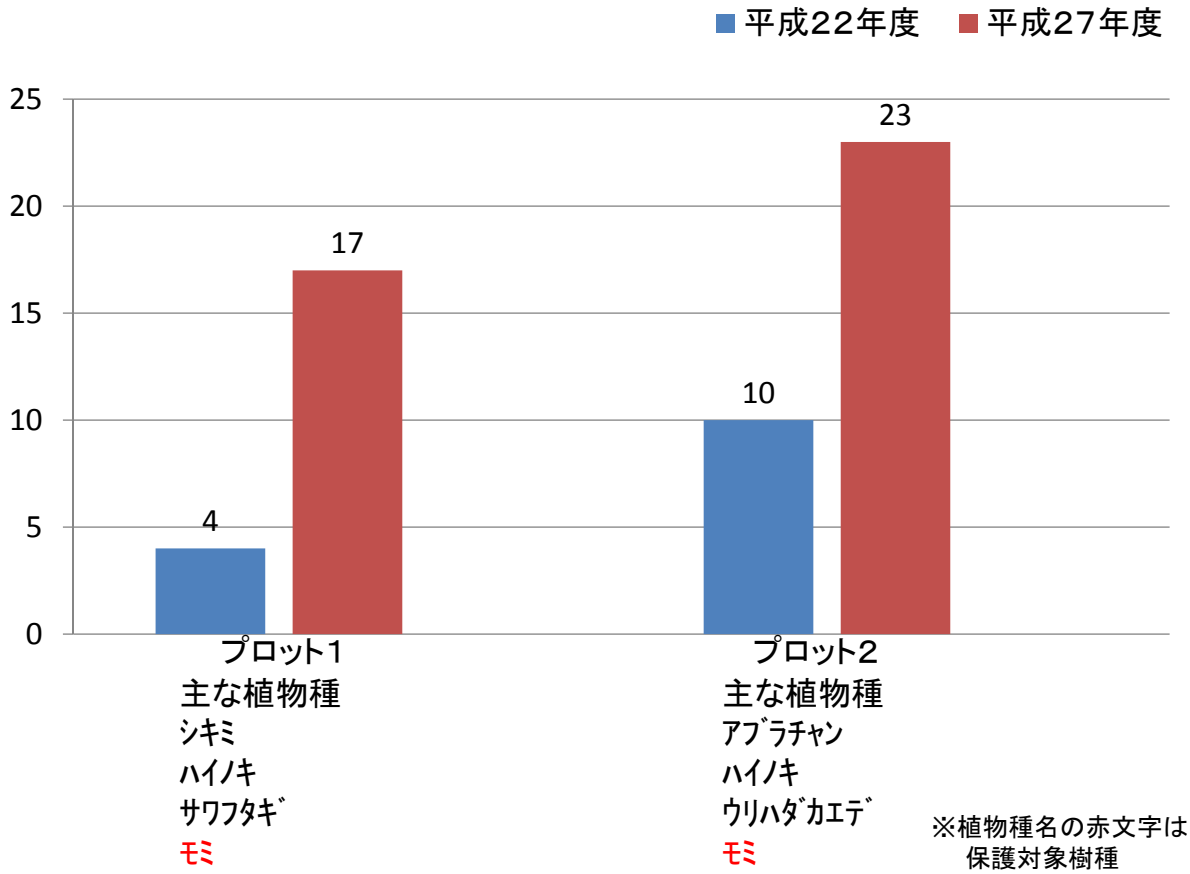

※植物種名の赤文字は
保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	有	無	分布無	有
プロット2	有	無	有	有

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<鷹ノ巣山ブナ植物群落保護林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であり林分構成種であるブナ及びモミが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ただし、ニホンジカによりリョウブに剥皮被害がみられ、ディアラインが形成しつつあり、今後の動向について観察していく必要がある。 **また、ブナの稚幼樹が確認されていないことから、現地の確認を行うとともに、稚幼樹の発生が見られない場合は、対応を検討することが必要である。**	現行どおり。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。 必要に応じて標識を設置する。

※青文字は保護林モニタリング調査評価等部会の意見を踏まえて変更した部分。

野路山エドヒガン植物群落保護林

面積：5.69ha（広島県呉市）

平成22年度プロット設定箇所

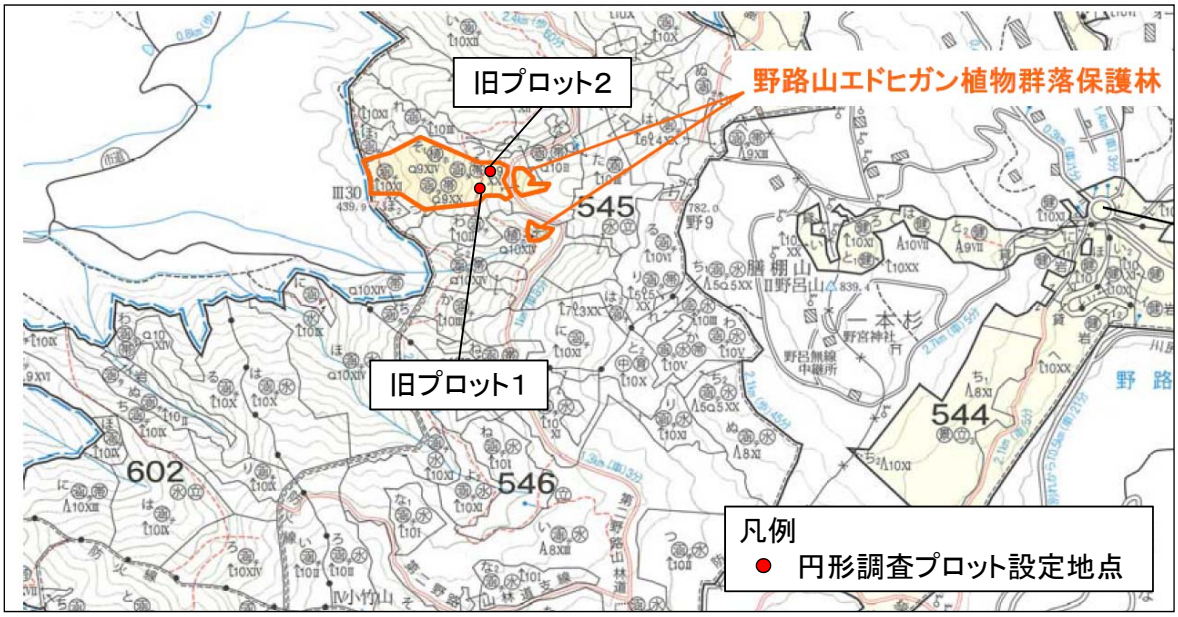

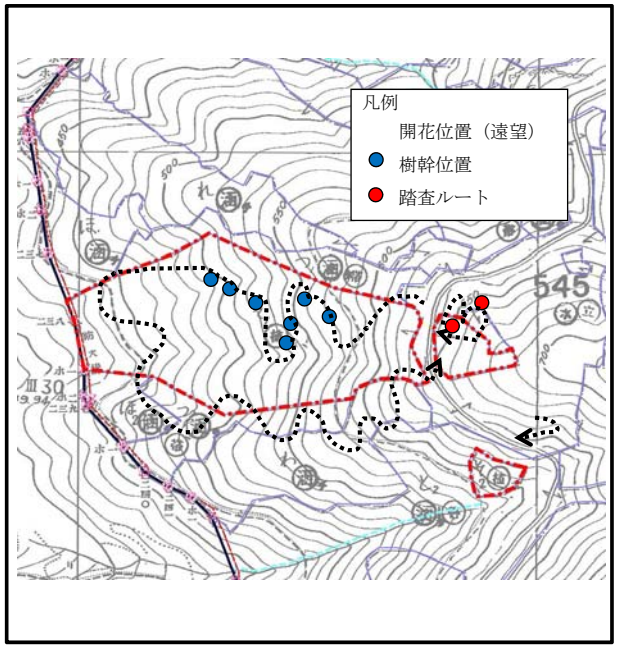

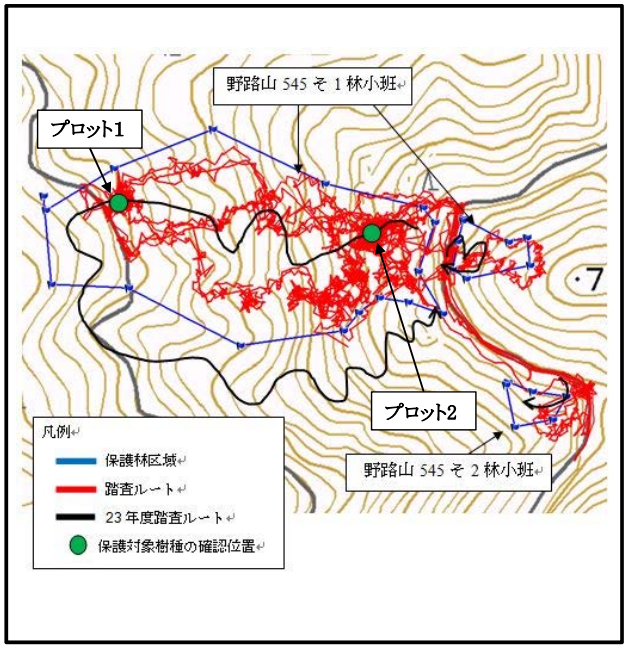

結果：① 平成２７年度の踏査でヨコグラノキ、コバノチョウセンエノキを発見。
② 平成２２年度、平成２３年度、今回のいずれの調査時においても、エドヒガンは発見できず。

プロットを変更して調査を実施

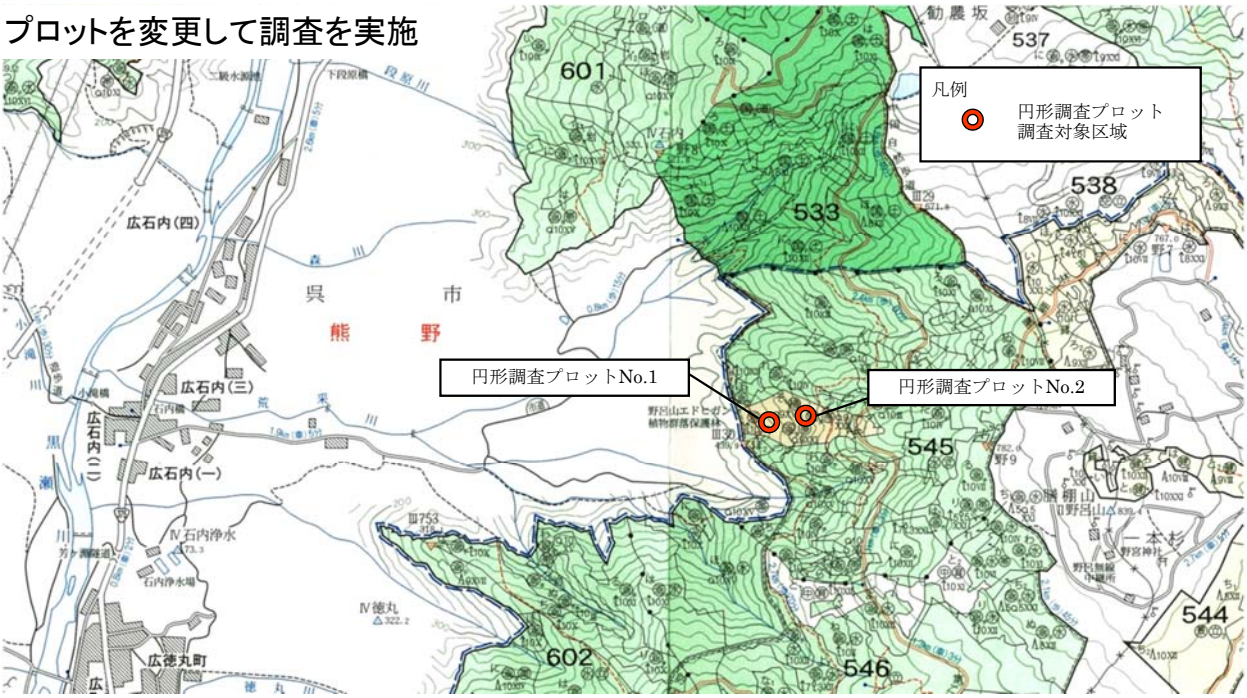

プロットを変更した理由
① 平成22年度のモニタリング調査で、保護対象樹種を発見できず。
② 平成23年4月広島森林管理署職員により、エドヒガンの生育調査を実施したが発見できず。
③ 上記の結果を踏まえ、平成27年度のモニタリング調査時（10月、11月）に現地踏査を行い、エドヒガンの生育は確認できなかったが、ヨコグラノキ、コバノチョウセンエノキが生育している箇所に、新たにプロットを設定した。

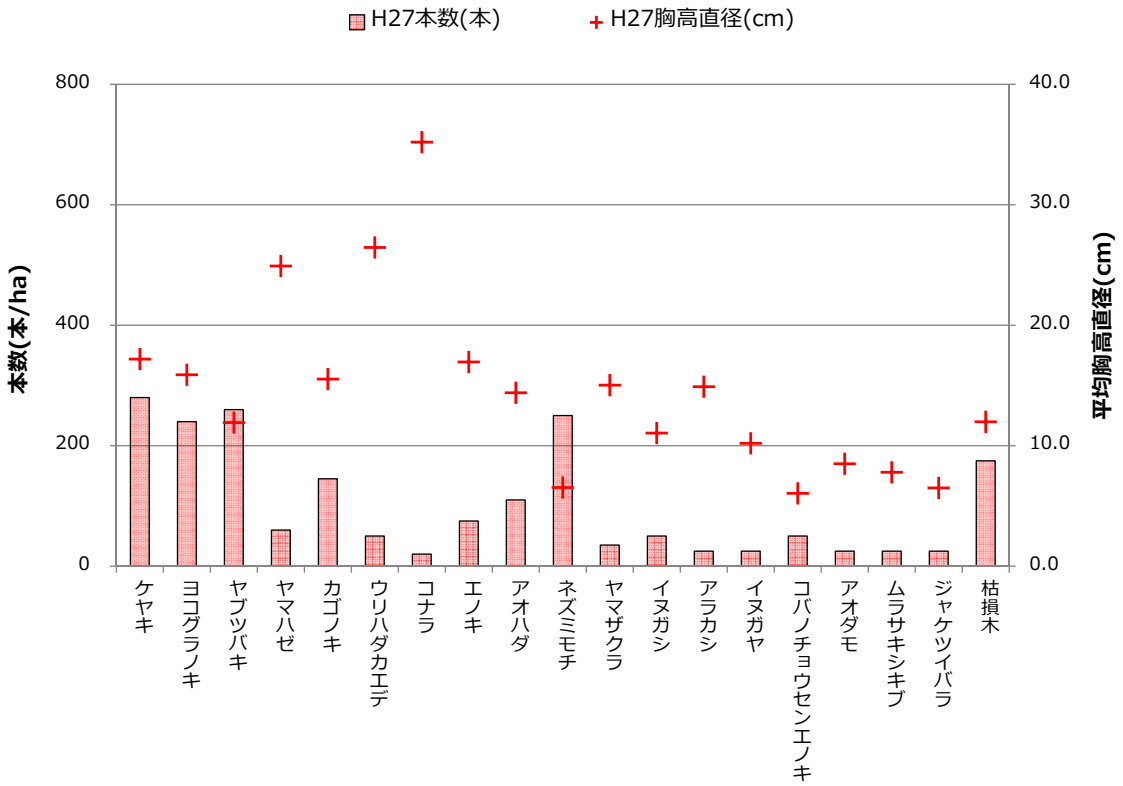

プロットNo.１　毎木調査結果
標高４４０ｍ　西向き斜面

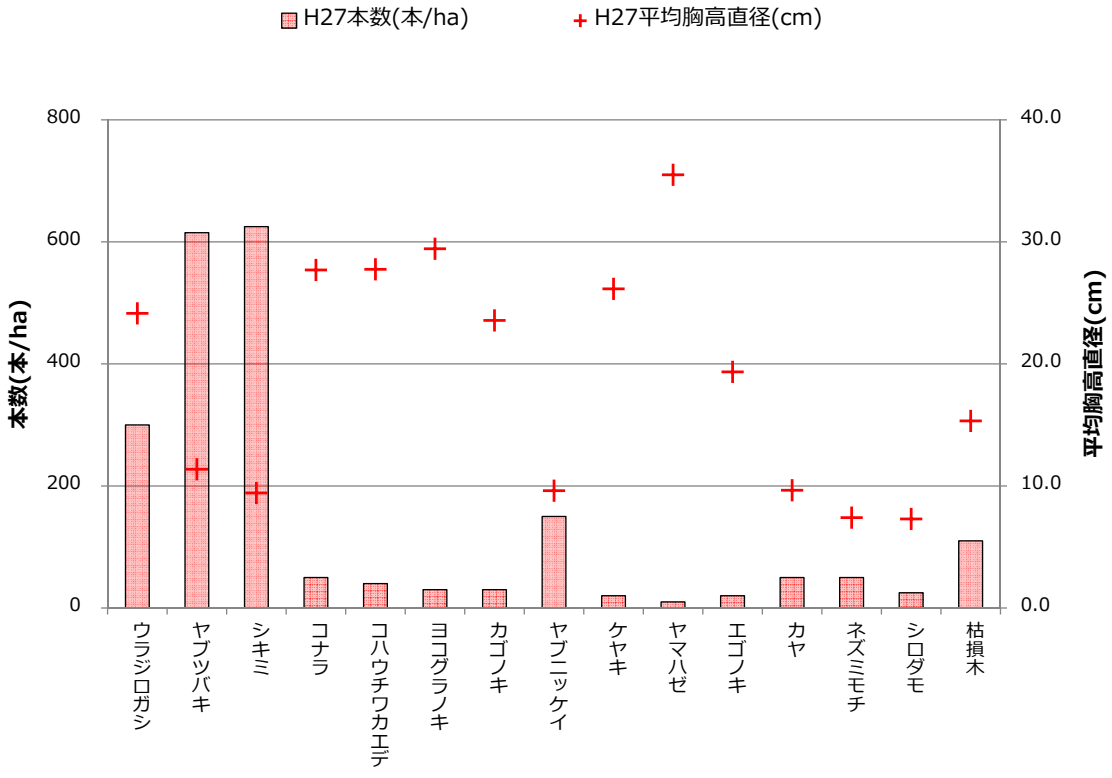

プロットNo.２　毎木調査結果
標高５９０ｍ　西向き斜面

植生調査結果

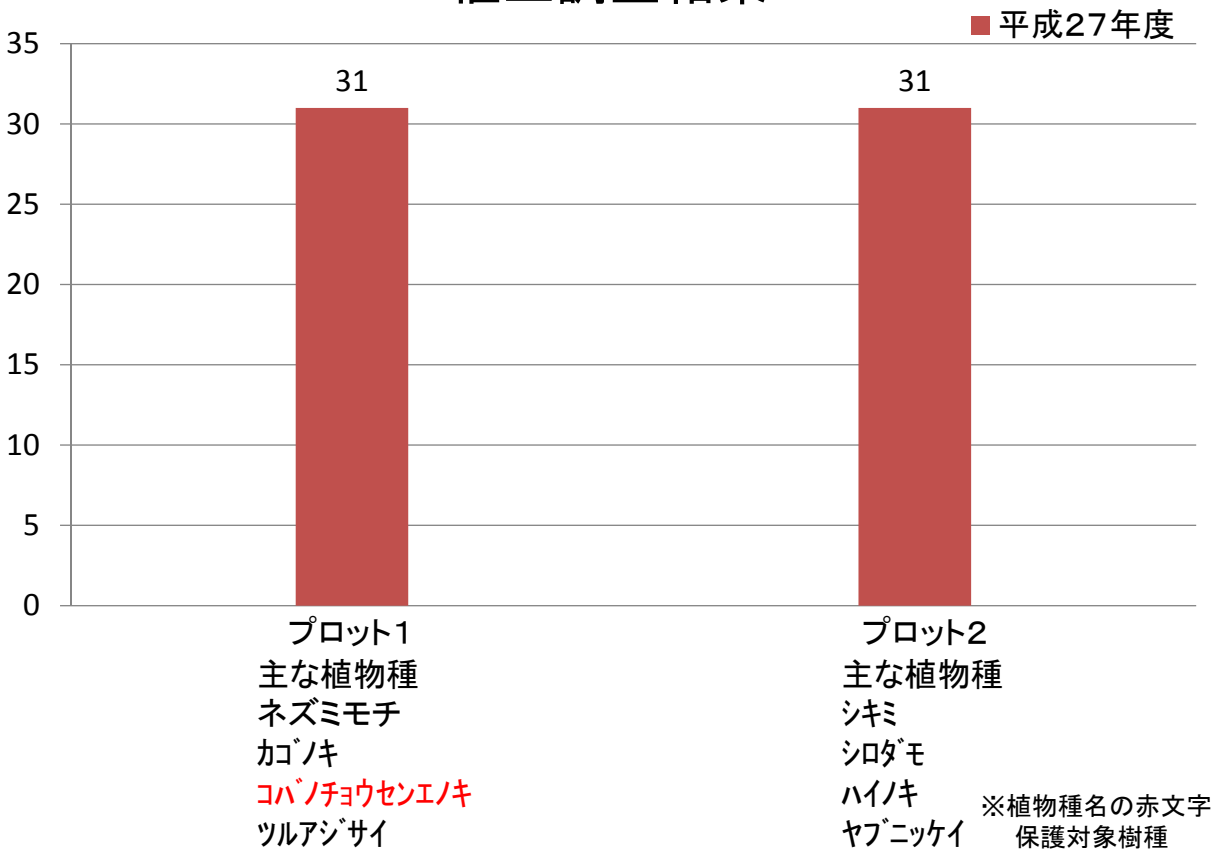

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	分布無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）
<野路山エドヒガン植物群落保護林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であるヨコグラノキ及びコバノチョウセンエノキは生育しており良好な状態が保たれている。 また、ニホンジカの被害は確認されなかった。 ただし、保護対象樹種であるエドヒガンについては、平成22年度、23年度、今回のいずれの調査でも生育が確認されなかったため、保護対象樹種から除外する必要がある。	遷移途中相の植物群落であるため、群落を維持するための管理を行う。 ただし、施業は群落の維持に必要かつ効果的であると認められる場合に限り実施する。 なお、施業を実施する場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 経過観察を実施するとともに、必要に応じて保護対象樹種の保護管理について検討する。 必要に応じて標識を設置する。 また、エドヒガンについては保護対象樹種から除外する。	遷移途中相の植物群落であるため、群落を維持するための管理を行う。 ただし、施業は群落の維持に必要かつ効果的であると認められる場合に限り実施する。 なお、施業を実施する場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。 ※赤文字は現行の取扱い方針を変更したもの。

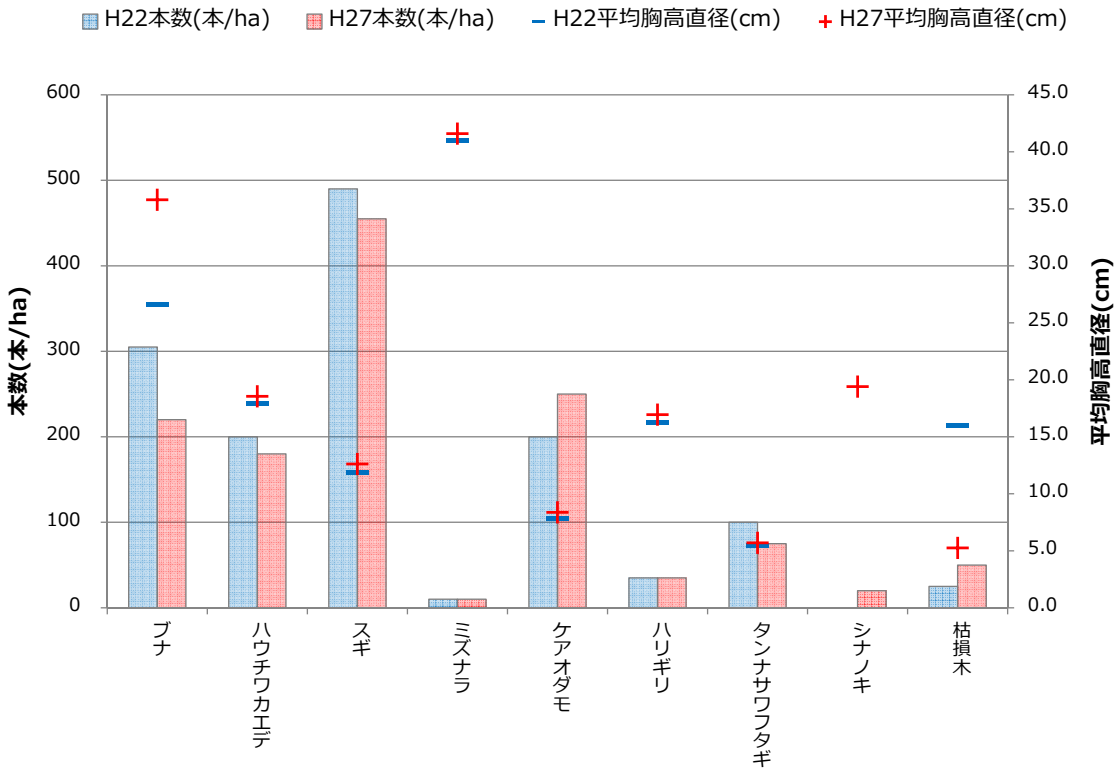

プロットNo.１　毎木調査結果

標高１,３２５ｍ　南東向き斜面

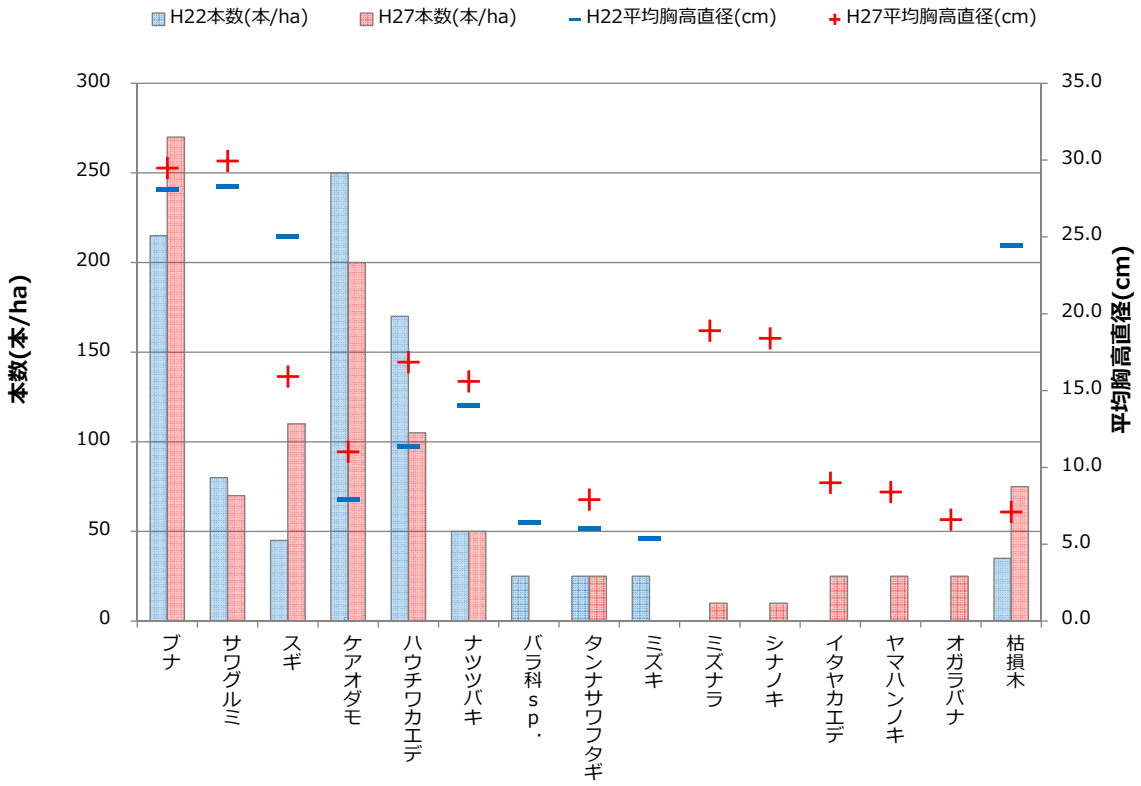

プロットNo.２　毎木調査結果

標高１,３３０ｍ　南向き斜面

植生調査結果

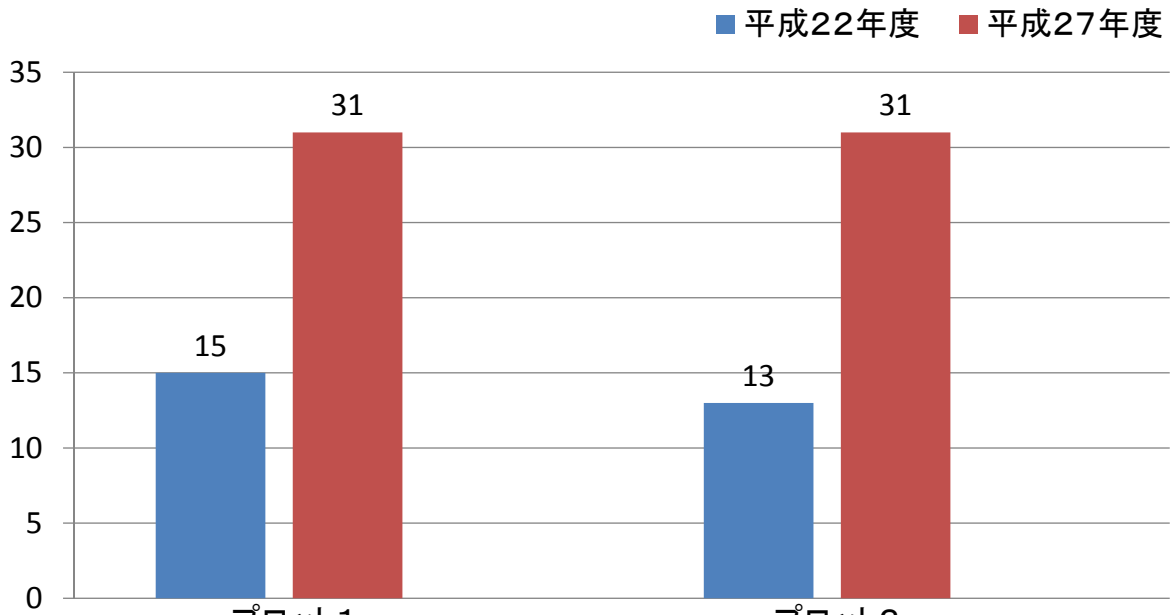

※植物種名の赤文字は
保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	分布無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

＜寂地山ブナ植物群落保護林＞

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であり林分構成種であるブナを中心とした植物群落の健全性が保たれていることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。	現行どおり。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。

右谷山ブナ植物群落保護林

面積：118.24ha（山口県岩国市）

133

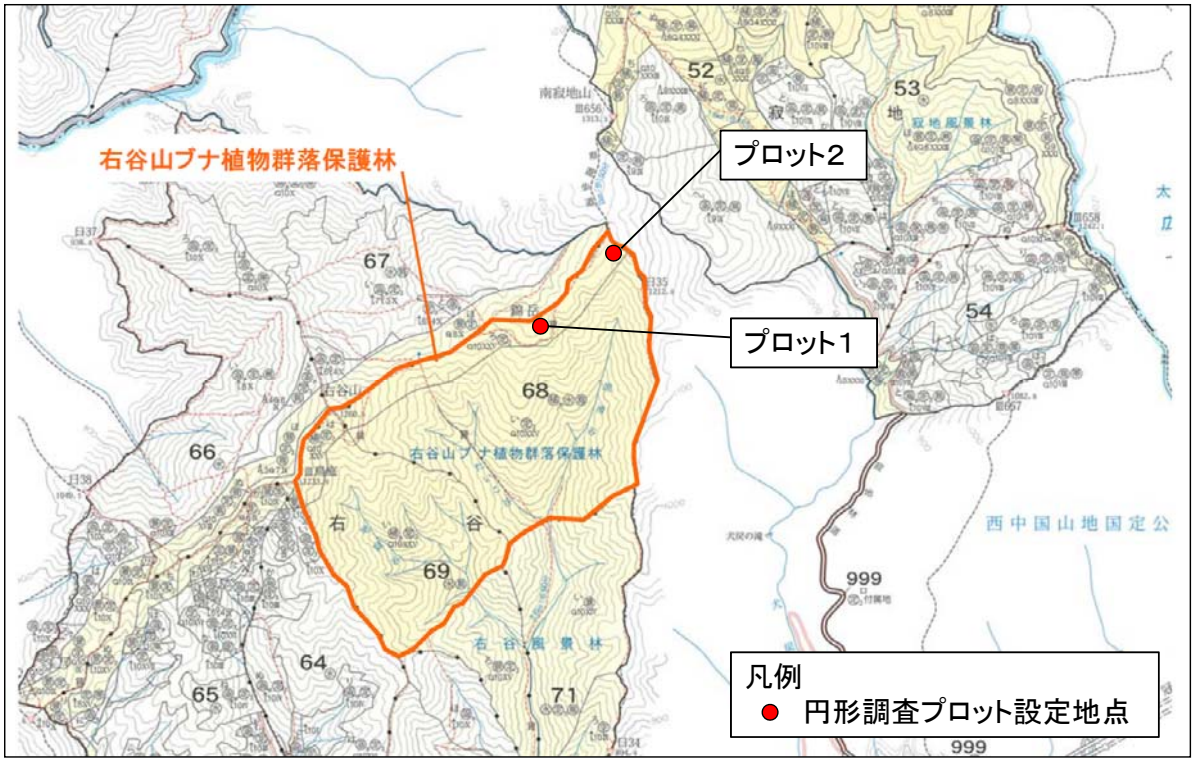

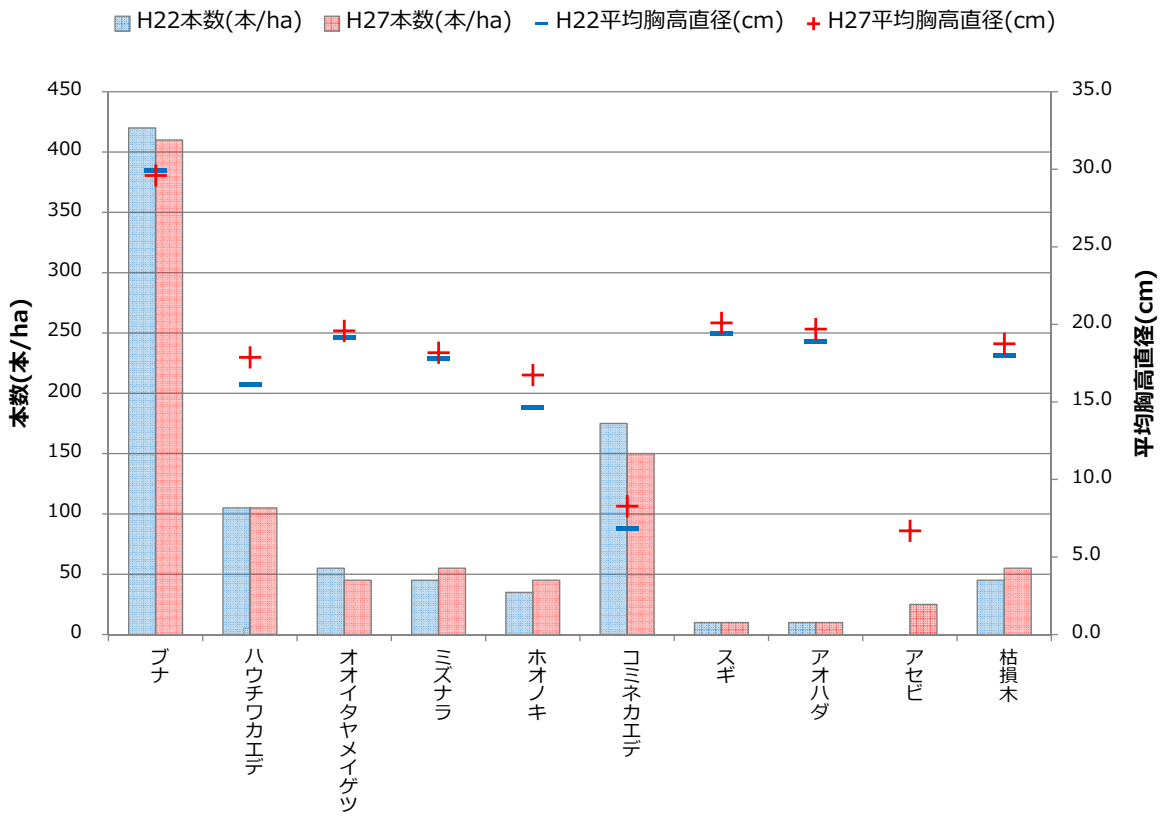

プロットNo.１　毎木調査結果
標高１,２２０ｍ　南東向き斜面

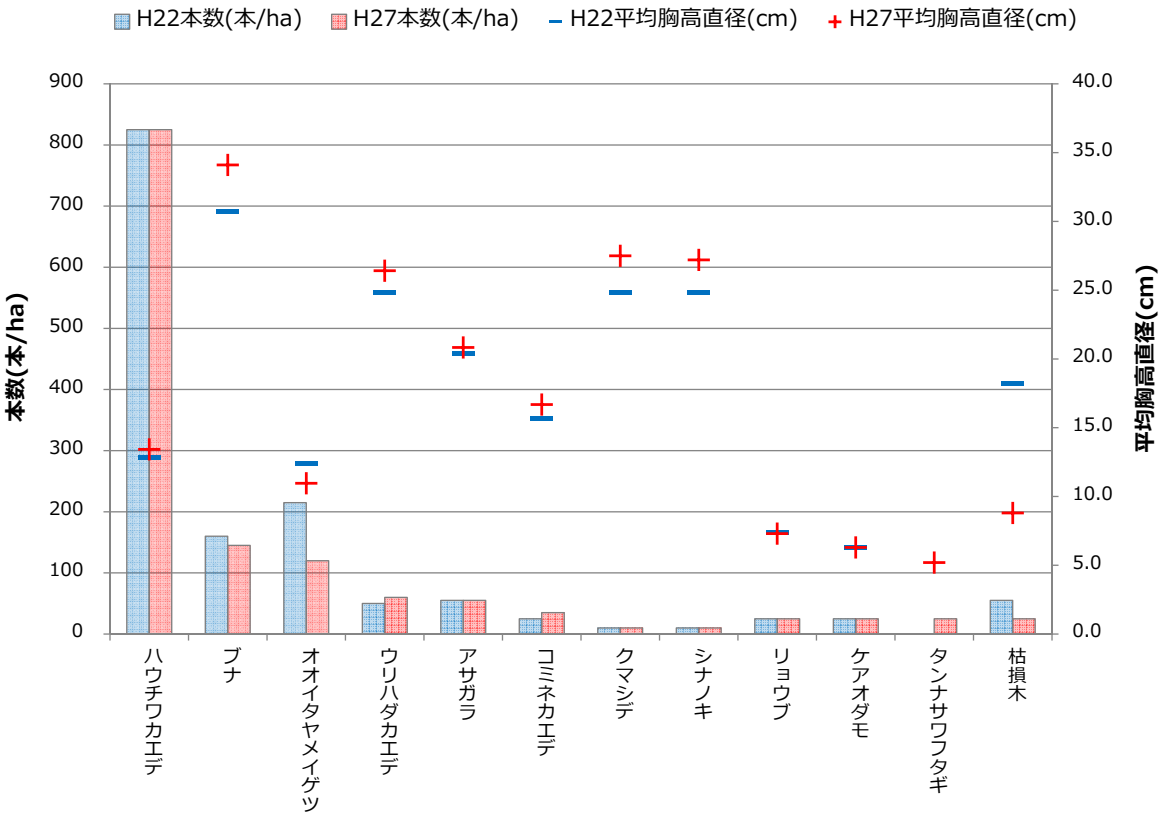

プロットNo.２　毎木調査結果
標高１,２６５ｍ　南東向き斜面

植生調査結果

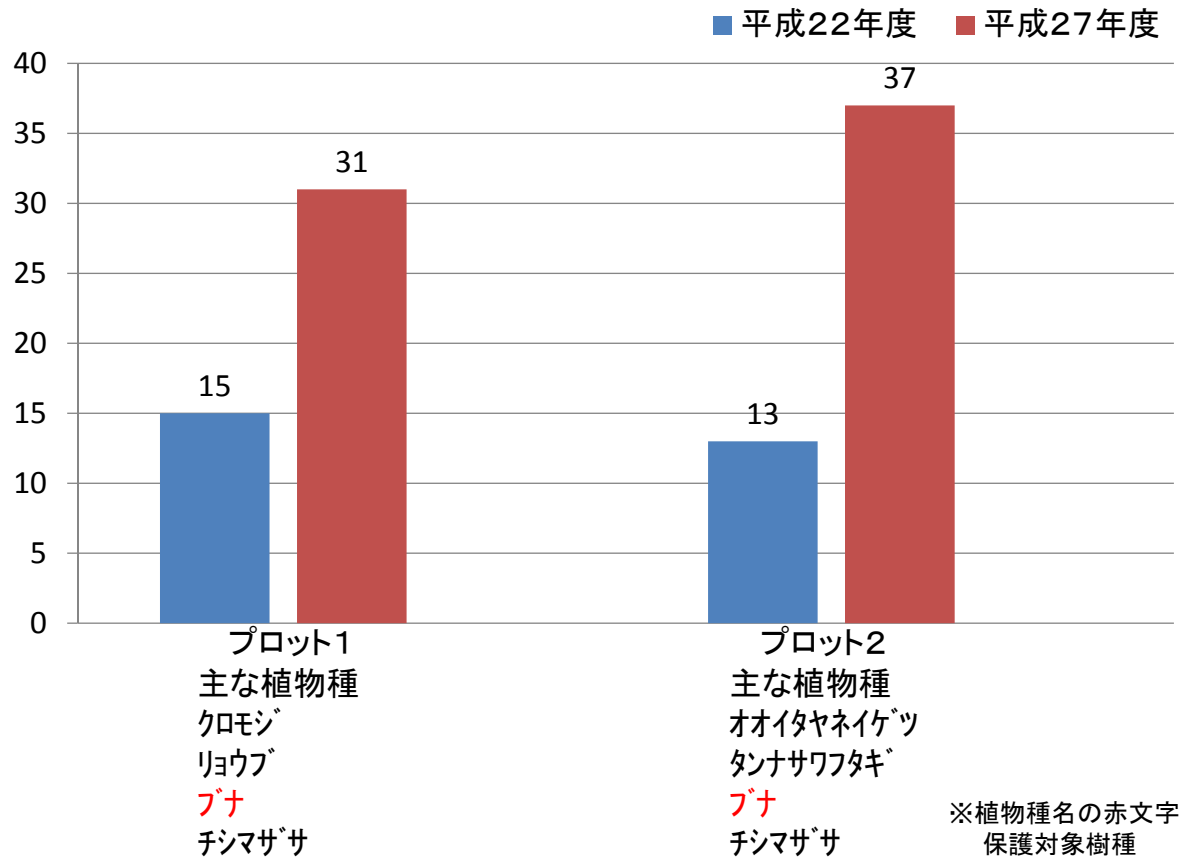

※植物種名の赤文字は
保護対象樹種

シカ食害調査結果

	各階層の被害状況	実生・稚幼樹の被害状況	指標種の分布と食害状況	生息痕跡
プロット1	無	無	分布無	無
プロット2	無	無	無	無

※指標種：トウヒ、ウラジロモミ、リョウブ、イヌツゲ、クロモジ、アオキ（近畿中国森林管理局における指標種）

保護林の評価（案）及び保護・管理及び利用に関する事項（案）

<右谷山ブナ植物群落保護林>

評　価（案）	保護・管理及び利用に関する事項（案）	現行の取扱方針
保護対象樹種であり林分構成種であるブナが健全に生育していることから、設定当時と変わらず良好な状態が保たれている。 ニホンジカによる被害は確認されなかった。	現行どおり。	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け植え込み、刈出し、除伐等の施業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。